

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

平成31年3月18日(月)午前10時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 門 脇 一 男 (副委員長) 石 橋 佳 枝
今 城 雅 子 遠 藤 通 中 田 利 幸 矢 倉 強
山 川 智 帆 渡 辺 穰 爾

欠席委員(1名)

岩 崎 康 朗

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【経済部】大塚部長

[経済戦略課] 雑賀課長 鵜籠課長補佐兼産業・雇用戦略室長
坂隠企業立地推進室長

[商工課] 杉村次長兼商工課長 毛利課長補佐兼商工振興係長 長門主事

【文化観光局】岡局長兼文化振興課長

[観光課] 中久喜課長 森脇観光戦略係長 末次主事 諏訪主事

[スポーツ振興課] 深田課長補佐兼スポーツ振興係長

[文化振興課] 下高課長補佐兼文化財室長 萩原課長補佐兼文化振興係長

【農林水産振興局】高橋局長兼農林課長

[農林課] 富澤農政係長 福長課長補佐兼農林振興係長 森脇土地改良係長

[水産振興室] 清水室長

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 恩田課長 田村課長補佐兼総務係長 佐藤課長補佐兼管理係長

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長 松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長
遠藤河川橋りょう係長

[道路整備課] 山浦次長兼道路整備課長 伊達課長補佐兼道路改良係長
遠崎道路維持係長

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼建築相談課長 羽島主査兼建築審査係長

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長 東森課長補佐兼住宅政策係長
潮課長補佐兼市営住宅係長

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 木下課長補佐兼総務係長 松本下水道企画室長
金川主幹 山崎主幹

[下水道営業課] 遠藤課長 林課長補佐兼料金係長

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼工務第二係長
折戸課長補佐兼管路維持係長

[施設課] 田口次長兼施設課長 角排水指導係長 高濱施設維持係長

松並施設工事係長 石飛主幹

【農業委員会】 宅和事務局長 日浦農務係長

【水道局】 細川局長 松田副局長兼計画課長

[計画課] 岩坂課長補佐兼企画広報係長 白須主幹

[総務課] 金田次長兼総務課長 湯崎課長補佐兼財務係長

吉儀課長補佐兼契約管財係長 亀井主任

[営業課] 松田営業課長

[浄水課] 松前次長兼浄水課長 本池主査

[水質管理課] 船川水質管理課長

[施設課] 星野次長兼施設課長 住田主査

[給水課] 安村次長兼給水課長

[境港営業所] 伊原所長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 岡田議員 奥岩議員 戸田議員 土光議員

報道関係者 3人 一般 4人

審査事件及び結果

議案第14号 米子市文化活動館条例の制定について [原案可決]

議案第15号 米子市勤労者体育施設条例を廃止する条例の制定について [原案可決]

議案第16号 米子市森林環境基金条例の制定について [原案可決]

議案第17号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第18号 米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の制定について
[原案可決]

議案第19号 米子市特定空家等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第20号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第21号 米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布
設工事監督者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第24号 市道の路線の認定について [原案可決]

議案第25号 市道の路線の廃止について [原案可決]

議案第26号 市道の路線の変更について [原案可決]

陳情第27号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計
画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書 [不採択]

報告案件

- ・平成31年4月1日付け米子市水道局組織機構改正について [水道局]
- ・米子市の生活排水対策方針について [下水道部]
- ・米子市法勝寺川水辺の楽校整備事業について [都市整備部]
- ・米子市橋りょう長寿命化修繕計画について [都市整備部]

- ・米子駅南北自由通路デザイン（素案）について [都市整備部]
- ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化について [都市整備部]
- ・中海・錦海かわまちづくり計画について [経済部]
- ・史跡米子城跡整備基本計画について [経済部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

**○門脇委員長** ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

岩崎委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日は、12日の本会議で当委員会に付託されました議案11件、陳情1件を審査いたします。

水道局所管について審査いたします。

議案第21号、米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田副局長。

**○松田副局長兼計画課長** 議案第21号につきまして説明をさせていただきます。

議案第21号は、米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定でございまして、改正理由ですけれども、技術士法の施行規則が改正されたことに伴いまして、水道法施行令及び施行規則が改正され、本市における水道布設工事監督者の資格条例を改正しようとするものでございます。

改正内容ですけれども、技術士資格試験にあります第二次試験の上下水道部門の中には、選択科目として上水道及び工業用水道、下水道、水道環境の3つの科目があったところ、水道環境の科目が上水道及び工業用水道科目に組み込まれることとなりました。よって、今回改正する条例の水道布設工事監督者の資格要件にございます水道環境科目を削除することとなりました。

この条例の施行ですけれど、施行日は、平成31年4月1日からとし、それ以前に水道環境科目を選択して合格した者に対する経過措置をつけております。以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第21号、米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可

決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で水道局所管の審査を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 03 分 休憩**

**午前 10 時 22 分 再開**

**○門脇委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

水道局から報告が1件ございます。

平成31年4月1日付米子市水道局組織機構改正について、執行部からの報告をお願いします。

金田次長。

**○金田水道局次長兼総務課長** 委員会資料で説明させていただきます。

平成31年4月1日付け米子市水道局組織機構改正についてでございます。この件につきましては、市長部局におかれましては既に報告がなされております案件でございます。水道局の報告がこの時期になったということについては大変申しわけなく思っております。

改正の目的、内容につきましては、市長部局と同様の内容でございます。人事及び給与制度の見直しに伴いまして所要の整備を行おうとするものでございます。

具体的には、現在、何々課、何々係としてますものを、何々課何々担当ということに変更したいと考えております。配置する職としましては、担当の長を担当課長補佐としたいと考えております。

改正の時期は、平成31年4月1日付けでございます。組織の内容につきましては、裏面に新旧対照表を載せております。この結果、現行7課1所、1所といいますのは境港営業所ですけども、7課1所19係を7課1所19担当に変更しようとするものでございます。以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 係というのは、担当といいますと、それはどういう意味ですか。

**○門脇委員長** 金田次長。

**○金田水道局次長兼総務課長** 市役所のほうも同様のことをされたわけでございますけれども、人材育成という観点から、まず係を担当としまして、その担当の中に1名ないし2名の係をつくるといいますか、意識づけをさせて係長という職を設けます。そのことは小さいグループの中で部下を育成すると、さらには、自分を研さんしていくということでもって次のリーダーを育てていくというところからそういった制度にするものでございまして、その次に担当課長補佐、いずれは課長ということの人材育成を図ろうとするものでございます。

**○門脇委員長** いいですか。

ほかにごございませんか。

ないようですので、以上で水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10時26分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

**○門脇委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から報告が1件ございます。

米子市の生活排水対策方針について、執行部からの報告をお願いいたします。

矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 今回の報告につきましては、2月に開かせていただきました都市経済委員会において、生活排水対策の方針を説明させていただきましたけれども、各委員の皆様から指摘された御意見、質問等がございましたので、今定例会における都市経済委員会において改めて説明させていただくものでございます。前回のときに詳細については説明させていただきましたので、今回は、整備方針の概要、それから前回いただきました御指摘などに対する回答を行いまして、皆様方の御質問を受けたいと思います。

整備方針の概要でございますけれども、先回の2月の都市経済委員会のときにもお話しさせていただきましたけれども、なかなか国の10年概成というものを踏まえますと、早期の整備が困難な地域もございます。というところを受けまして、公共下水道につきましては、これまでの整備量の約1.5倍の60ヘクタールの整備を今後行っていくこと、あわせて公共下水道の早期整備が困難な区域につきましては、設置補助制度を拡大いたしまして、約9割の補助をさせていただいて合併浄化槽の整備を促進していくという内容でございます。

御指摘いただいた主な御意見等につきましては、担当のほうから回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○門脇委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そうしますと、2月にお配りしております資料と同じものではございますが、青い米子市の生活排水対策方針概要版、それから16ページまでございますが、米子市の生活排水対策方針、こちらのほうをお願いいたします。

内容としましては、青いほうで整備方針の概要のほうをお示ししておりますけれど、先ほど矢木部長のほうから御説明しましたとおり、方針の概要としましては、汚水処理人口普及率95%を平成38年度末の目標としまして、公共下水道、合併処理浄化槽等の制度を検討いたしまして、それに合わせまして31年度の予算を計上しているものでございます。

続きまして、前回の委員会でもいただいた御質問のうち、本会議で御答弁申し上げましたもののほか、主なものとしまして2点、下水道企画課、それから施設課のほうから御説明申し上げます。

まず1点目ですけれど、投資・財政計画において、計画の中で全体の計画のみならず、起債や負債について説明をしてほしいという御意見がありましたのと、あわせて、先ほど遠藤委員さんのほうから、この企業債残高で経営はできるかという御質問をいただきましたので、2点合わせて御説明を申し上げます。

まず、31年度末の企業債残高が、先ほどの予算に計上しておりますとおり、固定負債2年以上の償還期間がありますものと、それから1年以内に償還期限が到来するものを合

計いたしますと、399億9,769万7,000円、約400億でございます。それに対してですけれど、企業会計におきまして、まず収入としましては、公営企業繰り出し基準による繰入金、こちらが公共下水道で約20億、それから農業集落排水分としまして2億4,000万程度がございます。このほか使用料が先ほどお話でございましたが、御意見をいただきましたとおり、使用料は収入の根幹をなすものでありまして、その使用料に対します企業債の残高の指標というのを国が持っております、企業債残高対象事業規模というのがありますが、全国的に見ますと、米子市の場合、全国平均よりはよい数字であります。また、類似団体の数字も下回っている状況にはございます。ただ、今後、改築、更新などが来ますので、その使用料をもっても財政状況が厳しい状況にあるということは事実でございます。今後につきましては、国費の確保ですとか経営の合理化など地道に経営努力をしていくしかないものと考えておりますが、平成30年度の決算を近く迎えますので、財務諸表の分析等によりまして健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、施設課のほうから2点目の御説明をいたします。

**○門脇委員長** 田口下水道部次長。

**○田口下水道部次長兼施設課長** 2点目の御質問ですけれども、合併処理浄化槽の補助設置後は、公共下水道は不要という意見を聞いてるのだが、補助制度を利用した方が公共下水道が整備されて、しっかりと接続していただくよう十分な説明をすべきではないかというふうな御質問をいただいております。

合併処理浄化槽の補助制度の内容については、先ほど予算説明の中で申し上げたところですが、この補助制度は、当分の間、下水道整備が見込まれない地域を対象としております。しかし、平成39年度以降の国の補助制度が不透明な状況にあります、公共下水道が整備された場合には公共下水道へ接続していただくよう、この点についても十分に説明していくこととしております。また、平成31年度からの合併処理浄化槽補助制度の新制度につきましては、丁寧に周知、説明等を行い、普及促進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 私、2月にいなかったもので、ちょっと聞いてみたいんですけど、方針で説明されたんですよね、そのときに。それは資料を配ってますね、今回。

**○門脇委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 2月の委員会における説明の方法ということですが、きょうお配りしておりますこの冊子と、それから今のこの概要版、両方お配りをいたしまして、内容につきましては、概要版のほうを中心に御説明を申し上げました。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それで、申しわけない、2月にいなかったもので、この方針のほうでちょっと何点か伺いたいことがあるんですけど、まず、これ「はじめに」というのを読むんですね、「はじめに」というのが書いてあって読んだときに、私は、これは何でだろうなと思って感じるのの一つあるのは、要は10年概成、38年までに95%できてないのは境と米子です。市部でいくと鳥取、倉吉はもういけると、なおかつ境も下水道でそれに向かう

ということですよ、要は。私たちも議員になってから、特に美保中校区等には下水道を持っていくのは無理だと、僕は議員になったときに、あと何年かかるんだって質問とかしたら、25年とかっていう答弁でした、そのとき。でも私も議員になって、その半分以上を務めても、30年先って、できる年数が減るところかふえていくんですよ、要は。

これが米子市の説明の実態なんですけど、そこで、生活排水対策で町村設置型でもいい視察に行きました。何カ所も行ってます、私も。そうすると、そこで行くと、米子市議会から行くということになると、うちの下水道の中身も調べて答弁されるんですよ。そこで必ず言われるのは、米子市さんの場合は下水道が有利ですと、市町村設置型の合併浄化槽は無理ですよと。非常にできてない件数は。もっと言うと、これだけ外浜、内浜街道で家が連担した上に、うちの市域より狭いのにこの年数かけてできてないのには何かわけがあるっていうんですよ、別の。だって考えられない。

そこで伺いたいのは、できてない反省というのが一つもこの「はじめに」ないんですけど、そういう点では、どういうことがあってできなかったのか。鳥取、倉吉もあれだけの市域で、米子は2つの処理区を持ちながらできてない、そして30年以上かかるっていうのが現実として報告されるわけですから、私も議員になってから、先ほど申し上げた、縮んでいくどころかどんどん長引いていくっていうのの説明、僕はちょっとそこを聞きたいんですよ。これは誰でもいいです、市長でも誰でも。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 時間がかかっているということについてでございます。これにつきましては、私どもで過去からのいろいろどういった要因があったのかということも、ここには特に記載はしておりませんが、考えてまいりましたけども、一つには、平成の何年ごろでしたでしょうか、非常に米子市の財政事情が厳しい時期がございまして、投資的経費を何年にもわたって抑えてきたというところがございまして、下水道もそれに倣ってといますか、そういったことがありまして、非常に経営的にも厳しい状況があって投資的な経費を抑えてきたというような時期もございまして、個々にはいろんな要因があるんだろうと思いますけども、そのあたりが大きな要因ではないかというふうに私のほうでは考えております。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 財政が厳しくなる前から他市に比べてできてないって言われたんですよ、要は、投資額に対して伸びてないって言われてるってことを申し上げてる。そこら辺の反省もなくして今後のことを書かれても、原因の解明をきちっとせずにして次のことを言っても、私が先ほど言ったように、議員になってから縮むどころか延びる米子市で信用度が薄いと。そこは反省をきちっとして、何が原因だったかっていうのがきちっとしないと、数字的なものは一つも信じれないということを申し上げときます。これははっきりしてる。

結局ここでこの方針でいくと、10年概成が終わったら下水道にいくっていうことですか。これはそういう意味なんですよ、全域市域は。その確認をお願いします。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** これまでも申し上げてきておりますけども、基本的には、先ほど委員おっしゃいましたように、米子市の場合は公共下水道で整備をするほうが有利だと。これは参照マニュアルの検証でもそういう結果が出ておりますし、先ほど委員さんのほうでも

ございます。しかしながら、平成26年に国が示しました10年概成の方針案、このあたりを踏まえますと、将来的な見通しといたしますか、特に財源確保という観点からですが、この辺が正直申しまして非常に不透明でございます。公共下水道で整備すべきというふうには考えておりますけども、じゃあ、いつなんだと言われると、そのあたりがちょっと今の段階で非常にはっきり申し上げにくいといたしますか、そのあたりのことがございますので、そこにつきましては、概成を目指す中で、そのあたりの国のほうなんかも注視しながら考えていきたいというふうに思っております。基本的にはそういう考えでおります。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それわかりづらいですよ、その答弁ではね。結局予算を出してるわけですから、合併処理浄化槽の。私は、あれ基本額、上限、上限って国と県の上限があるから、80万だって、それでおさまらなかったら一般財源でそれを補っていくのかどうか知らないし、しないんでしょうけど、そういうやり方でも、特にこの概要の地図がありますよね、2ページ目の地図、こういうので示してるんですから、この時点でそこがはっきりしないというのはちょっと釈然としないんですよ。

例えばここでこの地図を見た場合に、内浜処理区っていうのはラムサールを抱える中海とか、これは他市に行っても言われるんですよ、米子市の場合、特に進んでないところは美保湾とラムサールの中海があるところ、これは守らないけないじゃないですか、ラムサールを抱える崎津がありますよね。彦名までは38年でいくけど、39年から43年にはいかないんで、要は崎津さんは今回10年概成、7年後までに下水道が入らない地域ですから合併浄化槽ということですよ。そこがよくわからん。なぜ、美保中校区だからそういうことなんですか、崎津は。要は内浜処理区だけでも到達しようと、米川のこっち側をやるっていう、中海を抱えるから、ラムサールのああいう小堤もあるんだからやるうとは思われないんですね。これは美保中校区だからってことですか。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 美保中校区だからということではございませんで、今言われますように、中海の水質保全という部分は大きな狙いであると思っております。ただ、一方で、まだまだ外浜の区域には市街化区域も含めまして特に住宅が密集している地域もございます。そのあたりをバランスをとって今後当面の整備はこういった形でやりたいということで、出しておるものでございます。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 何かそこら辺を見ててもわかんないんですよ。

それと、この方針で見ても、農集の話も出るんですけど、農集は要するに工業地帯等もあって重金属が云々だっているんですけど、例えば鉄工団地があったり、和田の工業団地があるんですけど、弓ヶ浜校区と美保中校区で、例えて言うと、和田の工業団地なんかもほぼほぼもう売却は終わってますよね、各企業が張りついて。本当に下水道が必要なのかどうかって意向とか聞いたことあるんですか。というのは、これは農集等も含めて、いわゆる住宅だけでなくそういうのもあるっていうふうに書いてあるっていうのでは、意向とか聞いたことありますか。合併槽でもういいですっていう意向のほうはほぼほぼ全部の企業のほうはあるかもしれませんが、そこら辺は聞いてますか。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

○矢木下水道部長 詳細にそのあたりを聞いたことはございません。

○門脇委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ですから、決めるのに、そういうことを調べずに書かれていくと、それが企業に聞いてみると、いいですよ、入らなくてもって言ったら、じゃあ、農集で美保中の校区はできるのかって議論は尽きたとは言えないですよ、結局。

○門脇委員長 宮田下水道部次長。

○宮田下水道部次長兼整備課長 その整備手法につきましては、きょうはつけてないですけども、比較の資料を、これ提出してあるんだよね。

(発言する者あり)

公共でやったとき、それから公共と農集と組み合わせた場合とかというのを経済比較する中で、やはり農集ということになりますと、処理場をそれぞれに持つ形になりますので、そうすると、整備は早いけども、その後の維持管理にお金がかかる、そういう比較の中で手法については選定していくというのは、これまでもお話ししているとおりでございます。

それから、内浜のその問題につきましても、私も下水道に長いことおらせていただいとるもんで、途中まで、平成元年に湖沼法の指定を受けました中海が、それから中海の水質保全というのは非常に社会的に問題になりまして、一時期、内浜側、いわゆる安倍から彦名のあたりまで市街化区域よりも先行してやった経緯がございます。しかし、それらについても一定程度、めどがついたと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう中で、今後どこに向かって整備していくのがいいのかというのを比較の資料でポイントをつけていろんな要件を重ねる中で、市街化区域が多く残ってますので、優先度からいったらそちらのほうが優先すべきだろうということで、このたびの整備の主たる地域ってというのは、外浜の市街化を中心とした、そういった整備効率のいいところということで選定をしたということでございます。

○門脇委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 私が言いたいのは、どうするんだということですよ。結局9割の補助を出しながら、わからないところで、言われるのはわかりますよ、人が住んでない、過疎になるところは後でいいっていうのはわかるんだけど、これはさっきの課長の答弁でも、向こうを進めるときっていうのは、僕はPTAをやってよく崎津の情報も聞いてたけど、JRAが来るからのでくれと、そこまで下水道は来るから、崎津はそれから先すぐに、ほかより早く下水道を整備しますからっていう条件を出してたんです。崎津の方がおられますから聞いたことがあると。そこにまず裏切られて、下水道、市役所に。それで、大篠津、和田は、滑走路2,500メートル延長事業のときに主な要望事項を出しなさいって言われて、市の下水が来て境とのつなぐ約束がとれましたので、あんまり細々したことは出されずに、下水道をつなぐっていうのを要望しなさいって出して出したんですよ。そしたら、結局その話はなしねっていうことで、基地周辺協議会は、あの表を見てください、まだ表題に残ってますよ、境と下水道をつなぐって。これも米子市から言われて出して、細々したのは出さなかったら、5年、10年したら、その話はなしにしてくださいって言われた、そういう感情があるんです。

ということは、またこれから先、9割の補助を出しながらも、次30年先になりますけん、40年先になりますけんっていうのならば、経済性でなぜできなかったかという分析

もしとられないわけですから、要はきちっとこれだけの時間とお金をかけて、これだけの市域で家が連担して両側に利水があるのにやってないならば、経済性を考えるよりは、もうみんなが納得できる方法でやったほうがいいじゃないですかというのが私の案ですよ。例えて言うと、もう美保中校区は農集でも市町村合併型の浄化槽でも9割出すなら、そこで比較するならば、そうやられたほうがいいじゃないですかというのがすっきりしますよというのが意見です。

私も、こないだのうちの校区内の自治会長会に出ても、役員の方からこの意見が出るんですよ。市話を聞いてそうやってきてもずっと裏切られてきてるんです、下水に関しては。例えて言うと、じゃあ、今後、先に境が10年でできたらこっちに来るかっていうのは約束できないでしょ。多分そこも、もうできないんだと思うんですよ。だから、そこで猶予を持ってこの10年で区切るなら、概成10年でできないのは決めますとか、そこら辺がないと納得できないっていう意見は多いですよ、要は。下水道が入らないなら、さっきも言った合併浄化槽の新築が出ないなら、それはあるところに建てたほうがいいだろうと。でも、ある自治会長が言うのは、もうどうせ大篠津や和田、崎津は人がおらんようになるだけ、30年ぐらいもすりゃってという考え方にしか思えんみたいになちょっと愚痴も言われる人もあるんですよ。私はこれが言いたいんですよ。どうですか、市長。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** まず最初に、なぜ米子市の下水道がこれだけおくれたのかということについて、私も非常に強い関心を持って職員たちにはヒアリングをしたつもりですが、ただ、私が聞く範囲の中では、今、矢木部長が言ったように、平成のある時期から財政が非常に厳しくなって、その時期から明らかに布設がとまったというか、進捗が遅くなったと、これは間違いない事実のようでございます。ただ、それ以前の時期に、本当はやるべきときになぜ進めてこなかったのかということについては、十分な分析ができてないのが、これは正直なところですよ。

そうしているうちに、26年に10年概成という国の方針が出ました。これは平成で言うと38年までにしっかりとやるようにということなんですけども、その10年概成の時期に我々直面をしまして、10年後、つまり38年以降、これまでのように国の補助金が布設について出るかどうかという非常に不透明な状況が生まれたと。そこで我々として考えたのが結論なわけですが、やっぱり我々がやらなければいけないことは、公共下水を敷き切るということではなくて、あくまでも生活排水対策なんだと。生活排水対策をきちっとするその手段として、我々として公共下水道が有利であると、だからこれを進めるということが第一なんですけども、ただ、一方で、午前中の質問の中で遠藤委員からも話がちょっと出ましたけども、近年浄化槽の機能が上がってるという話があるんですね。それであれば、この浄化槽を併用して、当面の間という言い方をあえてしてますけども、当面の間という言い方はあえてしてますが、併用しながらとにかく生活排水対策というのはやり切らなきゃいけないということで、このたびの方針を出させていただいたということです。

じゃあ、平成38年が来た後の話はどうなるかということ、なかなかはっきりと言えないのは、一番わかりにくいのは、国の補助というものがこれまでどおり社総金としてちゃんと出してくれるのかどうかと、そこが一番不透明です。もちろんその時点で我々とし

て公共下水がさらに必要だということであれば、当然国に対して要望はしていきます。要望はしていきますけども、それがどれだけ認められるかというのはわかりません。そうした中において、その時点で浄化槽の状況なども見ながら、それまでの間に改めてこの生活排水対策というものはきちんと考えなければいけない、私はそのように考えております。ちょっと回答になったかわかりませんが、大きくはそういうような考え方でこのたびの案を出させていただいたということでございます。

**○門協委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** あんまり回答になってないですね。実際もう決めるときが来てるんじゃないかということです、私が言いたいのは。国の云々って言われますけど、本当に生活排水対策をするなら、もうこのおくれた部分というのをやはり空白地にするのかどうかという考え方ですからね。いわゆる都市機能としてするのかどうかということです。例えて言うと、10年概成でこういった合併浄化槽事業をしなくても、コミプラではある程度補助は出るのか、よくわからないけど、出る間にコミプラでやろうとか、いろいろあると思うんですよ、やり方は。完全にその地域と環境をどう考えるかということだと思っておりますよ、これはもう。だったら、これだけ9割補助で合併槽にいくなら、もう下水道を大篠津、和田に引きますっていう話でなくてもいいじゃないかという決めができないのか。でないと、踏ん切れない人もいっぱいいるんですよ。10年したら来るのって、これ10年じゃ来ないですよ、10年後に20年後に完成できるかって話をするっていうことですよ、結局。それと、今までずっと違ったことを言ってこられてるから信用しないということですよ。

**○門協委員長** 宮田下水道部次長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** まず基本的に、公共下水道でやっていくっていうのが基本というのは市長が今申し上げたとおりなんですけど、それが待てないということに対しては、ですから浄化槽の補助制度を充実させたので、積極的に手を挙げていただければいいと思うんですけども、そこは、済みません、渡辺委員さんがおっしゃる白黒線引きを引いてはっきりしたほうがいいんじゃないかというところにこだわられるのは、ちょっと私個人としてはよくわからないんですけど。

**○門協委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** よくわかりませんか。100年かかるかもしれんわけですよ、結局。下水道を必ずほんなら入れるということですよ、大篠津は。

**○門協委員長** 宮田下水道部次長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** そこをはっきりさせる必要があるんですか。ですから、思ったように進まないから、申しわけないけども、浄化槽の補助の制度を充実させたので、そういうところにどんどん手挙げをしていただきたいということなんですけどもね。

**○門協委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** そういった、はっきりする必要があるのかって言うのは失礼な話ですよ、はっきり言って。50年経過して、80年、100年先までおまえのとは来んよというところに住んでる人があるのに、はっきりさせる必要があるかって言うのは、そういう言い方は失礼だと思うし、実際のことを言うと、住む人の側からすると、来るか来ないかで、幾らも投資をしてあれをするのか、子どもが帰ってきて家を建てるのかっていうのには、

非常にそれはあるかないかっていうのになりますよ、原因に。僕は失礼だと思うよ、そういう言い方ははっきり言って。どうですか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほど市長がお答えしたと少しかぶるかもしれませんが、実は随分我々も悩みながらこの案を提示してます。したがって、これが最終的にどういう評価を受けるのかというのは、今、渡辺委員が重ねて御指摘いただいている部分もあるだろうなと思います。

一つは、今の下水道の次長の発言をフォローするようですけど、今非常に決めづらいというのが正直あります。一方で、今回色分けしたところのこのグリーンの色に塗っているところについては、Bのところ、オレンジ色のところもどうなのかというところがある中で、さらに先になりますので、これは非常に不透明というよりは不確実といいたいでしょうか、実現の可能性が低いというのも現実にあります。

改めてですけど、国がなぜ10年概成ということを出したのかということは、これは議員各位は御承知のとおりであります。国もはっきり言ってる部分とはっきり言っていない部分があるんですけど、どうももろもろ聞きますと、10年、つまり38年になると、全国の管路の中で、ちょっと正確な数字は忘れてしまいましたが、6割だか7割の管路が経年50年を超えると。つまり本格的な更新時期が始まると。そうすると、国全体で今の下水道インフラの投資予算を改修のほうに回していかないと多分国の予算が回らない、こういうフェーズを今迎えてるわけでございます。一方で、米子市を含め下水道整備がおこなわれている地域というのがあって、したがって、そこはもう急いでそれまでの間に整備をなさいたいというのがどうも国の考え方だというふうに聞いたりします。

そうしたときに、果たして38年以降の国庫補助予算がどうなるのかと、これまでどおり新規整備について補助金がいただけるのかどうかということは全くわからないという部分で、ただ、いただけるのかもしれない、その可能性を今我々が我々自身で閉じてしまうということも難しい部分がある中で、今現在で出せる答えとして、こういった答えを今時点でお示ししてるということでございます。これまで実は答えを出さないのが答えだみたいな部分もあってずっとここまで来ておりますけど、今の時点でお示しできる答えがこれだけということで、下水道部のほうからお示ししているところであります。

渡辺委員のおっしゃることは、私もある意味、共感しながら聞いていましたけど、白黒つけて、この地域の生活排水はこれで整備するんだということを決めるほうがいいじゃないかという御指摘であります。そういう御意見も多分あるんだろうと思ってます。ただ、一方で、境港との協議でもやっていたけども、今期で、ただ、境港は38年までに自分の市の中を整備するのが手いっぱいだというので、39年以降余裕があればというような話もあるんですけど、これもまだ確実性がないということでもありますので、今の時点の答えということでこれをお示ししながらやらせていただいて、先ほど市長が申し上げましたが、その状況を見ながら次なる答えを出していくということが、今の我々の精いっぱいのところだということをお答えしているところであります。以上です。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 予算の総括でも言っていましたように、町村設置型になると、この戸数は、僕らも言ったんですけど、何千戸のこの戸数は現実的でないと言われますよ、それは保守管

理も含めて、こんなに町村設置型であるのが現実的でない、余りにも多過ぎるって。ただ、こんなに連担しているうちにあるんだったら下水道ができてないのが不思議だっていうのが確かな考え方ですよ、それは言われるとおりですけど。

それで、結局、私が言いたいのは、先のこともそうなんですけども、先ほどの崎津の件もうちの件もそうですけど、過去にこれまでずっと下水道をちらつかせながら迷惑施設をのませてきたってことがあるんですよ。皆さん、そうですね。崎津もそう言われたんです、JRAのめば下水を引くって言われたんですよ。そこら辺から知ってる歴史から見て、もう市が説明されるのに、下水道でいきますからって言っても、なかなか信用しないですよ、それは。だったら、この方針を決められたなら、地元にもっと入ってきて、きちんと議会に説明する以前に地元の考えっていうのを伺って説明してほしいかと。

例えば農集がダメなら、和田浜工業団地は企業が張りついとるけど、本当に必要としとるかぐらい聞いてほしいかということも申し上げておきたいと思いますので、やっぱりうちの自治会なんかでも聞いてみると、役についていた方は経緯を知ってますから、米子市との、これまでのやりとりの経緯は。きのうも、ある自治会に帰りに行ったんです。話が違ふと。境とをつなぐっていうのは、もともと2,500のときから市が提案してきたことだっていって言われる自治会長さんもおられたんですよ。多分そのときにいた下水道か、誰か部長さんぐらいの方が、書きない、絶対つながるけんって言われたのを書いて出したんだと思うんですよ。そういった経緯があるんですよ。そういうので、またはっきりしないっていうのは、いかがなものかなということも申し上げておきます。ちょっと予算は、後で総括するときに。

**○門脇委員長** ほかございませんか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** いろいろな私は考え方もあると思うんですけど、わしが出た当時は夜見までに100年って言われた。そのときに、中曽根さんが出られて、百年戦略があつて、これを推進しようということで動きが早くなったんですよ。だけど、ここに大きな欠陥があつたのは、財政というものの裏づけがなかったんですよ。バブルの崩壊でこれが一気に出て、もともと公共下水道というのは市街化でしょ、それは米子市も全国的にもそうだったんだけど、例外なく米子市も入れてたわけだ。だけど、わしも視察なんか行ったけども、全国的にこれはやめようという、見直そうという動きが出た。私、本会議で言ったことがあるけど、後輩にも言われたりして、勉強せいで言われて、合併浄化槽の問題でやっていかないと米子市は破綻しますよと。破綻するという意味は、遠藤さんが言われたように、財政負担がもたんようになるからいかんということで、いかんよということ、そういうものもあつたと思って、今回、合併浄化槽に切りかえられた。これは一つのいい決断だったんだというふうには思っております。

ただ、その中で一つあるのは、もう一つ考えなきゃならないのは、また国がやったら公共下水道引張るかもわからんというのがあるでしょ。やっぱりもうそれは思い切って、僕はもう合併浄化槽でいきますというふうにしたほうがすっきりすると思う。

それで、今、内浜の処理区の問題があつたが、ここも、米川から中海側、これは湖沼法の関係があつて推進するということになってた。私は今回の問題で、米川から中海側は公共下水道で行くのかなと思つたら、そうじゃなく、この点についても私もよく関わったん

だけでも、確かに崎津の問題については、競馬場の問題については、もともとこれ俺が持って来いと言いだしたことだから、そういう約束のもとに出したと。だけ、崎津に対して、彦名に対してはやっぱり約束守らにゃいかんと思ってる。それでやっぱりあれは公共下水にすべきだなというやに思ってる。

もうそのほかで合併浄化槽にするんなら、合併浄化槽やりますというふうには私は思い切ってやったほうがいいかなというふうには思ったりします。

それでもう一つは、今、午前中おっしゃったように、皆さんの質問で弓浜部は特に地下浸透でやってきてるんですね、今までが。それと側溝もつけてあるけど、フラットで流れん側溝もあるし、側溝へ乗らんと思うんです。だから今度合併浄化槽にするに当たってもやっぱり総合的に、さっきおっしゃったように下水道だけじゃなくて、今の建設も一緒になって、またもう一つ、今、下水じゃなくて側溝清掃しますよね、自治会が。あれについても何ですうだと、市のもんをって。いや、皆さん排水流いちょうから。排水したに流れんがなと、排水流せんがなと声もあるんですよ。何で川を掃除するんだって、関係ない。いや、あなたたちは排水流させてもらっちょうけん、してくださいということでやらせた。どうも川は米子市ほとんどやっ取るみたいだけど、側溝は83%ぐらいが自治会やっ取るみたいで、60%が自治会がするというやなところがあったです。また、側溝自体もいいかげんにしてるから流れてない。もう年とって、これ側溝清掃もできなくなってきた。そういうことも含めて、さっきあなたおっしゃったように総合的に市全体でこの問題を環境問題として捉まえて私は進めていかなきゃならんと思うんですよ。その骨格がやっぱりちょっとぐらぐらしとって、さっき渡辺さんが言ったように、中海からこっち側のほうについては市は責任があるとわしは思ってる。今の米川から向こうとこっちと、中海と外側、こっち側のほうについては全体の環境問題を考えながら整備を進めていかないけんかと私は思うだんね。どう思いますか。正直な気持ちで言ったつもりなんだが、部長、どげなかいな。この言ったん間違っちょうかいな。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 矢倉委員言われるとおりでと思います。先ほど申しましたけども、中海の問題については、やはり湖沼法に指定されている湖ということになります。

ただ、一方で、側溝などの問題もあるのは承知をしております。生活排水対策としては、先ほども申しましたように中海の側の整備も、それから住居の連担している外浜側の整備もこのあたりやはりちょっとバランスをとってやっていきたいと思っておりますし、いわゆる側溝の流れが悪いとか、そういったところについてはまた関係部署なりに協議をして対策もとっていききたいなというふうに思います。

(「最後に。」と矢倉委員)

**○門脇委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** やっぱりこれ本当に総合的にやってもらわんと、今、川さらいの件があったり、側溝清掃の件があって本当大変なんですわ。もう本当にわし川に疲れ、けんびきが出ちょうけど、物すごい抵抗あるんですよ。だけ、それをやっぱりやらせてるんですよ。説得してやらせてる。だけど、側溝は流れない。だからもうできないが、土砂がたまってる。せん人もおる。アパート入ってる人は出てこない。それに合併浄化槽ができますよ。文句が来る。それ総合的にやっていかないと、部分的に直したらだめ。これはぜひ全庁的にな

って取り組んでもらいたい。

それで今の市が約束した競馬場の場外馬券のときの経過というものはやっぱり守らにゃいかん、私は思っちゃおう。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 改めてちょっと、この集合処理で行ったほうが建設費なり維持管理費が安くっていいからということで説明を受けてきたんだけど、思うんだけど、個別浄化槽の計算の中で建設費、維持管理費が面積で割ってあるということはどういう意味ですか。各ブロックごとの面積で、個別浄化槽の建設費と維持管理費が面積で割ってあるんです。それで1ヘクタール当たり幾らかと。それで集合処理よりも個別のほうが高いでしょう、こういう数字がずっと並んでる。何で合併浄化槽を面積で割る。

**○門脇委員長** 宮田下水道部次長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** 公共下水道、いろんな方式の中で比較をするときに比較の単位をそろえる必要がありますんで、ヘクタール当りに換算してヘクタール当たり年当たり幾らという表現だということでございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これ現実性がないじゃない。

**○門脇委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 遠藤委員さん御指摘の点につきましては、昨年に三省マニュアルの結果という資料を当委員会で御説明申し上げたと思うんですけど、そのときの資料においては、まず合計の整備費を出しまして、それを耐用年数で割りまして、1年当たりの建設費を換算したもの、それから1年当たりの維持管理費、それから公共下水道の場合は地方債を借りますので、利子等も換算いたしまして単年度当たりでどちらのほうが効率的かという比較をしております。これは国のマニュアルが以前は効率的な下水道処理ということだったんですけど、汚水処理でしたが、現在は持続可能という言葉が入ってまして、維持費も含めてどちらが適正な、効率的な汚水処理システムかを構築するという考え方ですので、全部維持費も含めてまずは合計でどちらのほうが効率的かを求めます。

資料に参考としまして各処理ブロックごとに幾らかかる、そして集合と個別のパーセントといいますか、どちらのほうが効率的かということを示しました資料を前回は御説明をしていると思うんですけど、追加で1ヘクタール当たり、面積が異なるので、それぞれどうなんでしょうかという御質問いただきましたので、ヘクタール当たりの数値を参考としてお届けしたものがございました。

ただ、比較としましてはあくまで単年度の経費ということで、国のマニュアルに従いまして、どちらのほうが効率的かということで、手法は米子市の場合は集合処理である公共下水道のほうが効率的という点では有利であるという結論を得たというのが、前回と違いますか、1年前だったと思うんですけど、この委員会で御説明した内容でございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕が聞いとるのは、そういうことでなくて、なぜ個別の浄化槽の建設費と維持管理費が面積で割られるんですかということ。例えば簡単に言えば100坪の家、50坪のようにそれぞれが家があるわけですよ。そうするとそこで浄化槽を一つつけるわけ

です。それが全部の区域の中の面積で何で割らないけんのかということのをわしは聞いたわけ。それだったら1戸当たりにつき何ぼぐらいの合併浄化槽の建設費がかかります。それで掛けたらこれだけになりますいうだったらわかるですよ。面積でなぜ、面積というのは家があってもなくても数字が入った面積ですからね。だけど、集合処理でしょう、下水道は面的整備とかなりありますが、下水管引っ張ってきとったら。だけど、この数字が納得ができませんということが1点です。

それともう一つは、そういう中でも下水道のほうが有利だという論拠は、ちょっと僕は説得力が足らんという感じがしますね。

もう一つ、今いろいろ渡辺委員なり含めて議論が出とるけども、僕は一番大事なことは下水道という本来の事業は何を目的にしとったかということだと思ふんです。生活排水だけだったんでしょ。僕は違うと思う。都市計画事業として組み込んである背景が何だったかといって、これは土地の収益性というのを追求してきた事業だと思う。一番がんは、私ここだと思ひますよ。だから米子市が市街化区域から調整区域に転換するときに、本来は整備しとかなきゃいかんかった、これ。市街化区域がほぼ90%、80%来たぞと。終わったときどうするんだと。調整区域まで入ると、入らないのと。それはなぜかといったら、土地の収益性という問題がリンクしていかないけん。これをリンクさせる、例えば弓浜半島、市街化せないかん、原則で都市計画事業として位置づけると。僕はそういう原点のところの議論がきちんできてないだないかと思う、僕から言わせると。何で市街化がそうなるかいたら、人の流れが変わるから、しょっちゅう、事業所も含めて、だからそこにおいてどう生活排水を含めてやるかということ、下水道というものが僕は生まれてきたと。だけど、下水道を張りつけるということは、同時に土地の収益が高く換算されますよと、こういうことになってきとると思ふんですよ。だからその辺の勘定見たときに弓浜半島の土地の用途指定、これをどう定めていくかということが一方ではついていかないと、下水道というものの本来の都市計画事業というのができないじゃないかなと、僕は思ってるんです。一番決定的なのは、目的税をとらない、米子市が。これ僕なんか入ったとき議論しようと思ったけど、ある議長さんが来て、その議論出いてごすなつて言われたことがあったけども、僕はやっぱり目的税を取とるか取とらんかで随分政策判断変わってくると思う。目的税をもらっておりません、おたくの地域に下水道入れませんと、こういう話が極端に言えばできるわけで、その辺の仕分けのできない部分が土台的に整理されてない。こういうところをきちんと僕は、整理されていく必要があるんじゃないかというふうに見るんですよね。

それで合併浄化槽の論理でこれは高くつくという論理が僕らとはちょっと違うのは、今言ったように調整区域という地域の中の排水対策として本当に将来の人口減少、土地の流動化性、こういうものを含めて考えてみたときに下水道がいいのか、それとも合併浄化槽がいいのか。多分合併浄化槽もこれは米子市が全部お金で見ますよというやり方じゃなくて、簡単に言えば1戸当たり五、六百万円ついでしょう、水洗化に対する費用が、税金が。だったらその半分、300万円出しますから、皆さん、この地域は全部合併浄化槽で将来生活排水対策をお願いいただけませんかというような形の方針転換を示していくことのほうが、僕はいいじゃないかと思ふんです。だって、五、六百万かけて大篠津の果てまでつけなきゃいけないとか、300万円でも、渡辺さん、あんたのそこはこれで浄化

槽で生活してよ、あんたのこの地域はとって言ったほうがいいのか。これで言うと僕は90万円とか100万円補助金だけど、これ出しちよいて、まためぐりするような発想でしょ。これ非常に無駄だと思うよ、僕は税金の、ある意味で。もっと合理性を持った、僕は考え方というのあってもいいんじゃないかと思えますよ。そこまで勇気を持って市民の皆さん方に情報提供して説得できるようなそういう事業にするかどうかの、僕はその辺の勢いの問題だと。市民の中に今、五、六百万1戸当たり出す、水洗化に金がかかると、税金つぎ込んだんですよという話ししてごらん下さい、どう言われるか。そんなに金がかかろうだかいと。だってこのアンケートの中で4割は要らないという声が上がろうでしょう、合併浄化槽でいいという。4割は下水道でいいという声が上がろうでしょう、アンケートでは。そういうことから客観的に考えてみても、僕が言ってる理屈が通る要素は土台的にあるんじゃないかと思うんだ。だから僕なんか言ったのは、合併浄化槽で行くべきじゃないの。ところが合併浄化槽で計算されたのは、全部丸ごと米子市が維持管理を含めて見ます計算にしたら高くつきます。そら高くつきますよ、そんな計算したら。そこが僕らのあたりの議論の違いだと思うよ、市長さん。

それともう一つ聞かないけんけど、この維持管理費の中に、これ合併浄化槽の施設って、これ更新に入ってるの、維持管理費もこれ入ってるの。  
入ってない。

(「それ入ってない。」と声あり)

維持管理費は、これは個人の負担が入ってるの、入ってない。米子市が全部見るの。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 維持管理費は個人の方に負担していただくということで、市の負担は入っておりません。

**○遠藤委員** それから施設の、例えば5人槽、10人槽というものの施設そのものは更新が入ってるの、入ってないの。

**○門脇委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 各会派に説明させていただいたときの費用比較の資料では、これは三省マニュアルに沿ったやり方ではあるんですけども、一応合併処理浄化槽あるいは管渠についても、それぞれ基本的な耐用年数で更新をしていくということは見込んでおります。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** きょうは市長も副市長もおいでちょうけん、担当部の中で十分討議されたものを報告受けておられると思うけども、僕の言ったような論理も一つは検討していただきたいと思うんですよ。これするかしないか別にして、比較してみてもどうなのかと、将来的に見てということも僕は参考になるんじゃないかと思うんですよ。そういうことを申し上げて、お考えお聞かせいただきたい。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 委員の皆様からいただいた御指摘は、それぞれが本当にごもっともだというふうに思っております。それに対しまして我々としてより説得力ある、根拠のある説明が十分になされていないということについては大変申しわけなく思います。

これは繰り返しになりますけども、現時点において出した結論がこれであるという受けとめは、まず御理解いただきたいと思っております。

ただ、これから先これを進めていくに当たって、やはりいろんな比較をしていかなきゃいけないというのは改めて思っております。今、遠藤委員が言われました点につきましても今後しっかりとわかりやすい比較をもって、なぜ我々が公共下水を、今の時点ですけれども、推進しようとしているのかということもより一方わかりやすく御説明できるようにしたいと思っております。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 実はここで目的、現状と課題というところを書いてありますが、今後、既設の汚水処理施設の老朽化対策や更新時期の到来による、改築・更新に係る経費の増が見込まれる。こういうことも具体的に年次的な形で資料を提出していただけないか。これを求めておきたいと思っております。

**○門協委員長** 遠藤委員が言われますのは、この分の今……。

**○遠藤委員** 一番下のところのこと。

**○門協委員長** いいですか。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 今後の更新、改築経費に係る見込みの資料ということでの御尋ねでございますが、現在平成30年度中に行っておりますストックマネジメント計画というのがございまして、近々30年度の結果が出る予定でございます。その中で費用の平準化ですとかこういうものを見た上で今後の更新計画の素案を作成しますので、また改めて、この計画きちんと固まりますので、また委員会で御説明をさせていただきたいと思っております。

**○門協委員長** じゃ、よろしくお願ひします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 最初に総括質問で上げとただけで、いわゆる債務残高の償還計画、これも大篠津のほうへ全部、ほぼ90%下水が終わりましたという段階で残った債務残高が400億円を超えちゃうんですよね。そうした場合には、それはどういう形で返済することになりますか。一般会計からの繰入金というのは確実に確保できるものでしょうかということも含めて御説明してください。

**○門協委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 冒頭の御説明のところと重なる部分がありますが、改めて御説明申し上げます。下水道事業の収入のうち、まず大きいもの2つございまして、先ほど遠藤委員さんおっしゃいました一般会計からの繰入金です。こちらについては下水道事業の場合、公営企業ですので、企業の本来的な性格によりまして使用料をもって負担することが適当ではない経費、雨水等の処理もございまして、こういったものについては一般会計からの繰入金をもって充てるものということにしております。これは国の基準によりまして、あわせて交付税措置があるものということでルール化されたものです。

これが確実に入ってくるかということでもありますけれども、こちらにつきましては会計全体の市全体の状況によるものではございますが、雨水等自然によるものもございまして、これは一般会計のほうで負担をしていくべきものだと考えております。

それから企業債の今後の償還の考え方ということでもありますけれども、まずは先ほどの繰入金、これは企業債の償還を金額をもとに計算する部分がほとんどでありますけれども、そのほか使用料をもって充てていく部分もございまして。今後、改築なり更新の経費が非常に

高くなってまいりますので、すごく楽な経営とは決して言えないものと思っております。ただ、そのためにまずストックマネジメント計画による費用の平準化ということで一時期に大きな改築、更新が重ならないように、そして安全・安心が確保できるようにということで建設改良費の金額の検討を重ねてまいりますし、それから下水道の場合、経費が建設改良費、大きいものになりますので、先ほど来の話と重なりますが、国からの補助金、これも確実に確保できるように要望等も重ねてまいりたいと思います。

そして経営の健全化ということで適正な維持管理、これも当然のことですので、そういった経費の平準化なり適正化というのをまずは努めてまいる考えです。

その上でですけれど、企業ですので、収支の均衡保っていかないといけないということが、これは持続可能な経営のためには必要になってまいりますので、その時点で今後、使用料のあり方等も改めて議会のほうに諮っていくことにはなるかと思えます。

ただ、まずは経営努力をしてからということで考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 経営努力というのはもう当然のことなんですけども、そうじゃなくて、本筋的にもう事業が終わりましたとなったときに400億円から抱えておる債務残高の原資を努力をします、要望しますって、今10年の財政計画でさえ大変でしょう、国は。本当にそういう原資が確保できるんですか、要望とか期待感だけでなしに。私はそれ非常に心配してるんですよ。だから今の段階ではそういうふうに説明してるけど、先になってみたら、いや、金が入りませんでした、こんなような話になったんじゃ、これ大変なことになるんで、もう一つ、この資料の中に整備済み人口というのがあります、公共下水道のところだけ見ると平成29年度末の人口が10万2,971人。それからぐっと行って、31年という14年先、14年先は12万4,243人に人口ふえてるんですよ。僕こういう数字は、本当に人口減少と言われてた中で信じていいんですかなという感じ受けるんですよ。こういうことも含めて考えると、もう少しシビアに問題の本質を掘り下げていかないと、ただ期待感のみだけではこの下水道の経営展望は見出せない、こう私は思うんです。そういうことを含めて、今、市長がおっしゃったけれども、それらも含めた中でよく内部検討してもらいたい、このことを要望として付しておきます。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** ちょっと時間がない中に申しわけないけど、一つ、根本的なことを聞きたい。2月にも御説明をいただいて、きょう2回目御説明いただいとるところなんですけれども、今回御説明いただいている生活排水対策方針の報告というのを31年2月ということにいただいとるんです。これ結局何年までの目標というか、計画というか、方針というふうにしておられるのかなというところが、実際概要版等をいただいとるものから言うと43年以降、44年度以降のグリーンのところもあります。だけど、現実的に言うと先ほどからのお話から言うと、本当に目に見える形で計画とか進めていけるものというのは10年概成の38年度までではないかなというふうに思っていますね。そうなったときに仮に先ほどの副市長もお話があったみたいに本当に50年という、50年たっていますというの今度は本当に更新と維持管理に物すごくお金かかってくるというのは、もうこれはこ

れまでの行財政のことでもずっとそういうことは言ってきたわけですから、そういうふうを考えていくと、仮に39年度以降に全く新規の路線に予算がつかないという形になって仮にゼロになったというとき、じゃ、どうしますかということもこの計画の中にここに入っているのかということ、それは余り見えてないですね。もちろんそれをゼロだというふうに仮定しての計画でないことだけはもう十分わかって、今おっしゃっているのわかるんですけども、じゃ、これはいつまでなんですかというふうになると、実際問題38年までしか入れてないというのをずっと先までありますという今の議論を、あるのではないかなと思える議論をずっと続けていって、いつこれをどこでもう一度見直しをされるのですかというのをちょっとお示しいただきたいかな。その時点で本気でもうここから先はできませんからやりませんという方針を打ち立てるとということも、可能性としてはあるのかどうなのか。そういうことがあってもなくても自前のお金で全部やりますよというふうに言い切っていけるだけのものなのかどうなのか、これが。今の現段階でね。いかがなのかなということ。これはもしかしたら部長じゃなくて、市長じゃないとだめなのかもしれませんが、副市長なり。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 委員さんの御指摘そのとおりでありまして、まず最初に結論的に申し上げますと、単市費で全てやるということは、理論上は可能かもしれませんが、財政論的にはほぼほぼ、ゼロとは言いませんが、ほぼほぼ現実的には考えられないと思います。市の財政は恐らくもたないというふうに考えます。

したがって、国の補助制度というものには敏感にならざるを得ないというか、それを踏まえた計画をとらざるを得ない、これが冒頭から申し上げてるところの基本線であります。

委員が御指摘のとおりで、38年までは今、国は10年概成という中で、じゃあどんどん、大きなところも一定の予算は確保するように言っておりますので、そこは信じていいだろうというふうには思いますが、それから先は非常に不透明だということでもあります。したがって、今ごろ確実に言えるのは10年、38年までということだと思います。

それから先、これからいろいろな状況出てくると思います。市長も先ほど申し上げましたが、国の予算の状況、あるいは合併処理浄化槽の普及ぐあいとかこういったような、人口の状況とか、こういったもの踏まえて、それから先をどうするのかということを見直す一定の時期が来ると思いますし、これはある時期、このときと決めてやるわけではなくて、随時見直していくということも必要かもしれませんし、あるいは本日いただいたさまざまな御意見を踏まえ、どっかで白黒つけるということもしなければならない時期が来るのではないかなというふうには私は思います。

ただ、今の時点でそれがいつなのかということを確認に申し上げることは難しいということだけは御理解いただきたい。

**○今城委員** いいです。

**○門脇委員長** よろしいですか。

**○今城委員** はい。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

予算の総括のところ。

○**渡辺委員** いや、取りまとめするのに予算案に賛成するかどうかという話し合いをしとかないけないのでは。予算は関係ないでしょう。

○**門脇委員長** 関係ない、そういうこと。ほかにございませんか。

ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。執行部は席を交代してください。

**午後 2 時 0 6 分 休憩**

**午後 2 時 1 2 分 再開**

○**門脇委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査いたします。

初めに、議案第 1 7 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 議案第 1 7 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正理由についてでございますが、昨年 6 月 2 7 日に公布されました改正建築基準法により、許可及び認可の申請に係る審査事務手続が変更または追加となることに伴い、当該審査に係る事務について徴収する手数料の額を定めようとするものでございます。

改正建築基準法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内で政令で定める日に施行されることとなっており、現時点で施行日は未定でございますが、遅くとも本年 6 月下旬には施行されますことから、本議会に上程させていただいたものでございます。

改正内容についてでございますが、まず都市計画法上の用途地域等ごとに原則建築できない建築物につきまして、環境を害しないことであるとか、利便性、公益性などの審査について利害関係者を対象とした公聴会の開催及び建築審査会の同意を得た上でやむを得ないと認めた建築物が、これを特例許可と言いますけれども、この特例許可を既に受けた建築物の増築、改築または移転につきまして再度特例許可をする場合、利害関係者を対象とした公聴会の開催及び建築審査会の同意のいずれも要しなくなったことによる許可申請手数料が、会議案をちょっとごらんいただきたいんですけど、会議案の 1 7 の 2 ページ、これの別表の 2 1 の 2 のほうに記載しております 1 1 万円でございます。

次に、住居系の用途地域内における日常生活に必要な建築物で騒音または振動の発生などの事象による住居の環境の悪化を防止するため、必要な措置が講じられているものの建築につきまして特例許可をする場合に、建築審査会の同意を要しなくなりますことによります許可申請手数料が、同じく別表 2 1 の 3 のほうの 1 4 万円でございます。

次に、建築物の建てかえ等の促進により連続した開放空間を確保し、市街地の安全性の向上を図るため特定行政庁が前面道路と市道境界線から後退した位置に外壁面を設けるよう指定した場合で、これを壁面線の指定と言いますけれども、この場合などで特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内で建築物の建蔽率を緩和できることとされたことによる許可申請が、同じく別表 2 4 の項の、または第 5 項の記載を追加であるとなっております。ちなみに手数料は、従来と同じ 3 万 3, 0 0 0 円でございます。

ます。

次に、国際的な規模の会議または協議会などのために1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等を建設する場合に、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認め、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めて建築審査会の同意を得、許可することができることとされたことによります許可申請手数料が、同じく17の3ページの別表41の2の項の16万円でございます。

次に、現行基準に適合していない既存不適格建築物の用途変更する場合には、用途変更しない部分も含めた建築物全体の改修工事を増改築等を伴う場合を除きまして一度に行う必要がありましたが、増改築等を伴わない用途変更につきましても特定行政庁が全体計画を認定することで段階的、計画的な改修を可能とすることとされたことによる全体計画の認定申請手数料が、同じく別表52の2のほうの2万7,000円でございます。

続きまして、興行場、博覧会建築物、店舗などの仮設建築物の建築許可は現行では新築等が前提となっておりますが、既存建築物を特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて1年以内の期間を定めて興行場等の用途に変更できることとされたことによります許可申請手数料が、同じく別表52の3の項の12万円でございます。

また、国際的な規模の会議または協議会などのために既存建築物を用途変更して1年を超えて使用する必要のある特別興行場等とする場合に、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認め、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて建築審査会の同意を得て許可することができることとされたことによります許可申請手数料が、同じく別表52の4の項の16万円でございます。

その他につきましては、建築基準法の一部改正によります引用条項の整理を行ったものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この説明の中で公共用興行場等と書いてあります。こういうものの言葉が入ってきた何か背景があるんですか。オリンピックのこのためでしょう。

**○門脇委員長** 湯澤都市整備部次長。

**○湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 東京オリンピックが開催されるということがあってということがあるかと考えております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** そういたしますと議案第18号について御説明いたします。

議案書の18の2ページをごらんください。米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の制定についてでございますが、空家等対策の推進に関します特別措置法が平成27年に全面施行されたことを受けまして、本市におきましてはそれより以前から行っております適正管理に関する条例につきまして見直しを行いまして、この法律に定めてるもののほか空住戸等を対象といたしました適切な管理のための事項を条例に定め、このたび改正しようとするものでございます。

主な改正点といたしましては、第1条のところに空住戸等を対象化をするということをしとります。空住戸につきましては、先ほどの特別措置法の中では対象とされておられませんので、市条例の中で対象にすることとして含めたものでございます。

次に、2点目といたしましては、第10条でございますが、特定空家等の所有者等に関する勧告の際に意見を述べる機会を付与するという条文でございます。これは特定空家等につきまして、あるいは特定空住戸等につきまして勧告をすることで地方税法が定めます住宅用地特例の適用除外措置を受けることとなりますことから、当該勧告が処分性を有するというを考えまして、事前に所有者に対しましてその意見を述べる機会を付与することとしたものでございます。

続きまして、3点目といたしまして、第12条、公表についてでございますが、勧告の次には命令という措置がございます。命令に従わなかった場合に、当該所有者等の氏名を公表することができるという条文を加えたものでございます。このことによりまして所有者等による適切な管理に関し実効性の確保を図ることとしたものでございます。

4つ目といたしましては、第14条、緊急安全措置に関する項目でございます。空家及び空住戸等の倒壊等による市民の生命、身体または財産に対して重大な危害を与えると認めるときには、必要に応じまして当該危害の防止のために迅速に必要なかつ最小限度の措置をとることができるという条文でございます。

なお、この費用につきましては、当該措置に係る所有者等の負担とすることができるということを条例で定めたものでございます。説明は以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

石橋委員。

**○石橋委員** 18ページの4の9条のところに、当該助言又は指導を受けた者に対し相当の猶予期間を付けてというふうに書いてあるんですけど、この相当の猶予期間というのはどれくらいなのでしょう。家族、親族などでいろいろ相談したりする場合もあるかと思うんですけど、どれくらいの猶予期間があるのか。

**○門脇委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** これは例えば所有者等が亡くなられてる場合には相続人さんとお話しするということになります。そうしますと相続人さんが1人の場合とか、あるいは10人の場合と、いろんなケースがございますので、一概にこの猶予期限が何カ月という言い方はできないと思います。その方の御事情によってケース・バイ・ケースで短くなったり長くなったりすることはあり得るというふうに考えております。

**○門脇委員長** よろしいですか。

**○石橋委員** わかりました。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、米子市特定空家等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 議案書19ページの2をごらんください。議案第19号、米子市特定空家等対策審議会条例の一部を改正する条例でございますが、これは先ほど認めていただきました条例、米子市空家等及び空住戸の管理に関する条例に基づきまして、審議会の事務所掌部分に空住戸部分を含めようというものでございます。

審議会において特定空家並びに空住戸、これらを審議していただくということを条文に加え、変更したものでございます。説明は以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号、米子市特定空家等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 議案第20号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成29年4月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によります公営住宅法の一部改正が29年7月に行われました。この改正におきまして認知症である者等に対する公営住宅の家賃の決定の方法について見直しが行われたことに伴いまして、所要の整備、その他規定の整備を行うとともに、平成30年度に解体した住宅を廃止しようとするものでございます。

まず、改正内容の1点目でございますが、公募によらないで市営住宅に入居させることができる事由に、住宅街区整備事業または防災街区整備事業の施行に伴う住宅の除却を加えることとするものでございます。この2つの事業は、本市では過去の実績並びに整備を、今後の予定はございませんが、市営住宅の公募に当たりましては市外、県外からの入居申し込みも受け付けておりますので、その際に県外でこういった事業で除却されるという場合に対象とするために整備をするものでございます。

2つ目に、認知症である者等が収入申告をすること等が困難な事情にあるときは、調査によりまして把握した収入に応じて家賃を決定することができることとするものでございます。これは第16条関係でございます。

今度は廃止住宅ですが、万能町住宅A棟、これにつきまして昭和46年に建設された中層耐火5階建ての住宅がございまして、調査いたしました、耐震診断をいたしました結果、耐震強度の不足が判明したため、現状のままで提供することは危険と判断し、解体除却したものでございます。その住宅を廃止することとしたものでございます。なお、この廃止した跡地は、隣にございますB棟の駐車場に使用いたします。B棟につきましては、4階建て16戸の住宅でございまして、これは耐震強度が充足いたしておりますので、今後も引き続き維持管理をして利用するという方針にいたしております。説明は以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第20号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第24号、市道の路線の認定について、議案第25号、市道の路線の廃止について及び議案第26号、市道の路線の変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** それでは、議案第24号から議案第26号までの3議案につきまして一括して御説明いたします。

議案第24号は市道の路線の認定について、議案第25号は市道の路線の廃止について、議案第26号は市道の路線の変更について、それぞれ道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

お手元に本3議案についての参考資料を配付させていただいておりますが、御確認ください。よろしいでしょうか。この資料の1ページ目にはこのたび認定、廃止、変更の議決を求めます市道の路線の一覧表を、2ページ目には当該路線の位置を本市の地図に示したものの、3ページ目以降は議決の対象となる路線につきまして、その地図と起点部分及び終点部分の写真を見開きで掲載しております。本3議案につきましては、この資料を用いて説明させていただきます。

まず、議案第24号の市道の路線の認定についてでございます。

3ページ、4ページの整理番号278、佐陀新田14号線、5ページから7ページまでの整理番号1470、長砂町19号線及び整理番号1471、長砂町20号線、8ページ、9ページの整理番号1472、長砂町21号線、10ページ、11ページの整理番号3363、尾高東14号線、以上の5路線につきましては、いずれも開発行為によりまして本市に帰属した道路を市道に認定するものでございます。

12ページ、13ページの整理番号4279、新庄山根3号線につきましては、国道181号岸本バイパスの開通に伴いまして鳥取県から移管を受けます図面で示す道路の部分を市道に認定するものでございます。

14ページから16ページまでの整理番号4280、吉谷5号線及び整理番号4281、吉谷6号線につきましては、県道米子岸本線の整備に伴いまして鳥取県から移管を受けます図面で示します道路の部分を市道に認定するものでございます。

17ページ、18ページの整理番号5525、上富益東48号線につきましては、開発行為により本市に帰属した道路を市道に認定するものでございます。

19ページ、20ページの整理番号6073、車尾南二丁目1号線につきましては、現在は水道局が管理しております道路を今後、市道として管理するため、この道路を市道に認定するものでございます。

21ページ、22ページの整理番号6074、車尾三丁目1号線、23ページ、24ページの整理番号6075、東福原五丁目5号線、25ページ、26ページの整理番号6076、東福原六丁目2号線、27ページから29ページまでの整理番号6077、西福原七丁目7号線及び整理番号6078、西福原七丁目8号線、30ページ、31ページの整理番号6079、西福原七丁目9号線、32ページ、33ページの整理番号6080、西福原八丁目10号線、34ページ、35ページの整理番号6081、三本松四丁目1号線、

以上の8路線につきましては、いずれも開発行為により本市に帰属した道路を市道に認定するものでございます。

次に、議案第25号、市道の路線の廃止についてでございます。

36ページ、37ページの整理番号5187、大篠津西11号線につきましては、バイオマス発電事業用地を含みます周辺の土地の利用計画に鑑みますと今後、本路線が一般交通の用に供する必要がないものであると認められますことから本路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第26号、市道の路線の変更についてでございます。

38ページから40ページまでの路線番号2527、旗ヶ崎団地2号線及び整理番号2529、旗ヶ崎団地4号線につきましては、国の中海旗ヶ崎地区築堤護岸事業によりまして承水路に樋門が整備されたことに伴いまして、これらの市道の終点を樋門施設の手前までに変更するものでございます。

41ページ、42ページの整理番号4065、吉谷古市新山線につきましては、県道米子岸本線の供用開始に伴いまして本路線のうち当該県道と重複している部分を市道から除外するため本路線の起点を変更しようとするものでございます。

43ページ、44ページの整理番号4077、橋本南団地1号線につきましては、これも県道米子岸本線の整備に伴いまして当該県道と本路線の接続部分の形状を変更したことに伴いまして本路線の起点を変更するものでございます。

45ページ、46ページの整理番号6007、新開西17号線につきましては、開発行為によりまして本路線に接続する形で築造された道路が本市に帰属することになったことに伴いまして本路線の終点を変更するものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

(「1点だけいいですか。」と渡辺委員)

渡辺委員。

**○渡辺委員** 今の議案第25号でバイオマス発電所ができるんで市道の廃止が出てますよね。青線、赤線の担当はここでよかった。

(「はい。」と声あり)

結局これは市道なんで議会にかかっていますけど、ああいった赤線、青線の整理もされたんですか。

**○門脇委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 申しわけございません。具体的な事業計画はこのくらい用地があるということしかちょっと把握してませんが、この事業用地の中に当然青線、赤線、いわゆる法定外公共物があれば用途廃止の申請が出てくると思いますので、そこで処理をすることになると考えられます。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** いや、当然敷地内もそうなんでしょうけど、要は今回のケースみたいにもう発電所になって赤線ももう体裁がなくて、ここで途切れるとか、青線ももう水路の形態もなしてなくて、もうここで途切れてしまうんで、この市道のように廃止とか、または近隣に売却とかという手続も同時にやっておられるんですかという質問です。

○門協委員長 恩田建設企画課長。

○恩田建設企画課長 失礼いたしました。物によってはそういったここで延長の広がりになるような赤線、青線もあると思います。それにつきましては例えば周辺の方々がそこを使いたいということがあれば、もちろん用途廃止の申請があれば相談に乗りますが、今このように市道を廃止するというような形で積極的に米子市のほうから廃止するとか、買われませんかというふうなアクションといたしますか、行動は起こしてるわけではありません。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 多分わかんないと思うんですよ。自分の敷地内に青線が走ってて、壁してる会社がありますよね、これは青線だから壁してくださいって。だけど、もうこれが市が売り渡してくれるような状況になってるかどうかというのはわからないと私は思うんです。そういうケースがあるかないかという、ちょっと外れてる会社なんかもたしか青線か赤線が敷地内にまたがってて、多分やってますよね、壁。そういうところもあるんで、何かの機会で言わなきゃわかりづらいんじゃないかなと。

○門協委員長 いいですか。

(「ちょっといいですか。」と声あり)

伊澤副市長。

○伊澤副市長 一言、経過を、あそこ一回市が買収しましたんで、登記整理して売ってます。したがって、その際に赤線、青線を整理して、当然機能維持と、それから水路なんか水を流さないけませんので、きちんと回すところは回すというようなことにした上で、登記も筆が分かれたやつは合わせて、そして売り渡した、そういった整理は終わってるということです。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要は中の話と、私は中はですけど、それはあそこで途切れるわけですよ。こっちからつながってますから、青線。多くの青線は青線だけで、実際は水路がなかったりするんですよ。この部分、市道が廃止になった後、同じような方向についてるものですから、赤線、青線がという話なんで、また研究してください。

○門協委員長 ほかにございませんか。

(「一つ。」と矢倉委員)

矢倉委員。

○矢倉委員 ついでだけ、今話しときますけど、前から気になっと思ったんだけど、弓浜部の古道なんですよ。昔からの境一中のところから真っすぐ入っちょうとこずっとあって、浜通って、夜見で言えば夜見はまだ残っとうですが。ずっと山口外科のところや三柳に行く道、あの道がずっと境までつながるとるんだけど、富益の辺のところからあたりなかつたりしてるんだな。そこに壁したり屋敷だつたりしとるんですよ。これは整理していかんと、大変だけど。もう時間がたてばたつほどおかしくなって、あれ浜の一番最初の古道なんですよ。御存じでしょ。境一中のところからずっと、あれ途中で切れて、屋敷だつたり壁したりしとるだがん。夜見は全部あるんですよ。夜見から向こうは。三柳にかけてもずっとああでしょ。あれ道がそうなんですよ。あれ境につながっている、それがもう途中で屋敷なんか壁したりなんかして道ないんですよ。富益辺でまたあたりなかつたりする。これは一回整理していかんといけんだないかと思うだがん。前から思っちょう、やっぱ

り昔からの、一番最初、浜の古道なんです。それはつながってないです。一回これ整理してください。もうよう言われる、地元の人やね。夜見まではあるんですよ、きちんと。

(「ちょっと関連して、今全く同じような感じで関連です。」と中田委員)

**○門協委員長** 中田委員。

**○中田委員** 例えば宅地造成という開発なんかが行われてるときに、事前に協議がありますよね。その協議の際に当然、例えばそこの排水対策なんかも含めて、今度は行政にもかわりも生まれてくるんですけども、そういった細かい造成計画、宅地開発計画なんかで協議しますよね。それで今、矢倉委員が言われたような、例えばそういう古くからある道だとか、言ってみれば地元としてみると非常に歴史的な意味を持つてるものとか、うちの近くにもあるんですけど、そういったことの配慮というようなことはその協議の中では出てくるもんなんです。例えば市道取りつける場所の位置とかですね。

**○門協委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** お答えになるかどうかわかりませんが、当然開発区域にそういったもの、そういった部分がある分については、つけかえという形で指導していこうというような形の指導というか、そういったところはさせていただきますので、ただ、今回ちょっと具体によっていろいろ状況が違いますので、そこら辺についてはその開発機関と協議しながらそういった形のつけかえという形の協議はやっているというところでは。

**○門協委員長** 矢倉委員のほうの意見で。

錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 私もその今の具体的な場所とかがちょっとはつきりわからないんですけども、委員がおっしゃられるとおり現状として住宅の敷地の中に赤道が実際にあるという形で、これについては個別に実際に赤道自体を存続するかとか、しなければいけないかというやなところは判断しながら、場合によっては廃止して用途変更してるというような状況もございます。あと全体の分については、ちょっとまた考えさせていただきたいと思います。

(「ちょっと。」と矢倉委員)

**○門協委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** もう弓浜部の最初、わしらでも旧道、旧道というんだ。もうもちろん遠藤さんの目の前のところやちはずっとあれが広げたわけだけ、ずっとあるわけだけ。富益だったらこんなになっちゃう。あたりなかつたりする。せつかくの昔からの古道だ。それが家が建っちゃうと、和田でもあたりなかつたりして、それやっぱり調べてみて。

**○門協委員長** ほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第24号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、市道の路線の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で都市整備部所管の審査を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時48分 休憩**

**午後4時33分 再開**

**○門脇委員長** では、都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から報告が4件ございます。

米子市法勝寺川水辺の楽校整備事業について、執行部からの報告をお願いします。

恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 米子市法勝寺川水辺の楽校整備事業について御報告させていただきます。

1枚物のレジュメみたいなものと、それから水辺の楽校構想という簿冊をつけさせていただいておりますが、主にこの簿冊を見ながら御説明させていただきたいと思っております。

場所は、これで言いますと構想の3ページになりますが、法勝寺川の安養寺橋があるところの少し上流側の兼久地区内でございます。

この構想の経緯としましては、現在国の法勝寺川、小松谷川の改修工事が行われておりますが、その際の兼久1号橋、2号橋、木橋でした、下に広がってる。これを撤去するというので地元と協議された中で、広場の整備をしていただきたいというお話が出たそうです。その中で、じゃあ、整備するに当たっては、国の水辺の楽校プロジェクトというのがあるので、これを活用して整備しようということとなりました。

水辺の楽校プロジェクトというのは、その枠に書いてあるとおりでございます。ちょっと省略させていただきます。

事業の内容につきましては、この水辺の楽校構想にあるとおりですので細かい説明はちょっと省略させていただきますが、この構想をつくるに当たりましては、もう市が中心というよりも、8ページにあります推進協議会、地元の方が中心になられまして協議会つくっていただきまして、我々もお手伝いのところ、委員入っておりますが、お手伝いということで加わらせていただいて、この内容につきましては地元の方々が協議されて、こういうのをつくっていただきたいと、ワークショップ等も開いたり、アンケートをとったりし

てやりましたけども、それを踏まえてこういうイメージをつくって実際事業を進めていた  
だきたいということでまとまったところがございます。

事業主体としましては、18ページにありますように国交省と米子市です。主な事業主  
体は、国交省がされます、基盤部分とかは。米子市としては、附属する施設として広場の  
芝生をちょっと入れるとか、仮設トイレを設置するとかということのうちが、米子市が  
担うということになります。

全体のイメージ図は、一番最後のほうに整備イメージ図としてつけております。こうい  
ったものができる予定ではなっております。

今後のスケジュールでございますが、ことしの1月23日に、国交省の登録が必要で  
すので、1月23日に国交省に対して登録申請をしました。

これは無事登録に至ったということで、今月の22日、今週金曜日になりますが、水辺  
の楽校計画登録証伝達が行われます。会長さんと市長に出席していただくことになっており  
ます。

31年度に国が実施設計を行いまして、32、33をかけて整備工事を国と、米子市は  
わずかなところですけども、米子市が行うということになっております。説明は以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっと教えてやってください。どうしてもこの川沿いのこういう施設を見  
るとあんまりいいことを考えないもんですから、数々の流れてきたのを見てるので、この  
芝公園は市がやるという、芝公園、仮設トイレの部分ですよね。これは大体どれぐらい高  
さがあって、過去の大水ではつからん位置なんでしょうか、というのはもちろん計算して  
ますよねということお聞きしたいです。

**○門脇委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 申しわけありません。ちょっと高さは手元ないんでわかりませんが、  
つかるといえるのはある意味じゃ前提で、やはりある程度大水が来ればどうしてもつかるだ  
ろうということは想定はされると思っております。構造的な部分がもし流れたり損傷した  
りすれば、そこは国交省が整備はするというふうには伺っております。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それを聞こうと思ったんです。いわゆる日野川河川敷のもこの間議決して  
ますよね、いろいろ野球場までは。要するに今の答弁で言えば、つくるときは仮設トイレと  
芝公園は市がやるけど、流れたら国交省が直してくれるということですね、これ。そのた  
めにこういう認証を受ける。

**○門脇委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** そのように確認しております。

**○門脇委員長** 次、遠藤委員。

**○遠藤委員** 渡辺委員と同じ考え方なんだけども、これこの間の大水のとくでもほぼ土手  
の近くまで水位が上がるとるんです、法勝寺川というのは。そうするとたまにはこういう  
こともあるでしょうと言って簡単に国交省はつくるかしらんけども、川、河床にこうい  
うものをつくって、そういう現状になつとるのの解決というのがどれだけ伝えているだろ

うかなといった気がする、この下流部の日野川の堰堤のほうまで河床に物すごくもう木が生えとるでしょう、ばあっと。兵庫の円山川が氾濫したの、ああいうのがあったから途中でぼんとはじけたわけであって、そこに法勝寺川にもそういうもんがあって、この上のほうにこげなもんレクリエーション施設つくりますなんて、何か合ってるんかいなという気がするだがん。そこの辺のとはどう国交省は言ってるんですか、日野川事務所は。

**○門協委員長** 恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 直接的にこれがあることと洪水被害でどうかという話は直接は聞いておりませんが、もちろんこれがあるがばかりに洪水が発生するようなことあってはなりませんので、固着するような構造物は一切ありません。ですから、これは例えばあずまやのような基礎を打つようなあんなものは一切置いてません。ベンチも置いてません。

一方、下流域は確かに木が茂っておって、それがまた被害を起こす原因、要因にもなりかねないということも国交省も承知しておられますんで、それはそれで河道の河積の面積、河道域ですか、撤去して確保する、あるいはこれは川というものに対して子どもが触れ合う場所をつくるということでの事業ですので、これはこれで進めていくというところで、これと直接災害をリンクさせておられるというふうにはちょっと考えてはおりません。実際そこまで聞いておりませんので、ちょっとなかなかお答えできないところがあります。以上です。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** アイデアの問題になってくるんで、想像できるけど、このメンバー見とれば。例えば河床にこういうものがあるでしょう。僕は何でこういうこと言うのかとね、役人さんの世界というのはどういう世界なのかわかりにくいけども、あの下に青木橋があるでしょう。新しい181号線に。あの橋が普通の高さより高いでしょうと。副市長、よく通っておられるからよくおわかりだろうと思います。昔はもっと下だった。平面に入ってきただ、道路がな。あれ高くした。あれ何で高くしたかという、150年に一遍大雨が出ますから、大洪水なりますから、だから桁を高くしないといけない。やっぱりあれなんだよな。こういう理屈で橋を改良しておきながら、これ河床にこげなもんつくって大丈夫なのかって言いたいんだがんね。しかも下側に、これも言ったように木の生えてる状態は野鳥の会がやかましい、切ることができませんわなんて平然と物言っとうが。これつじつまが合わんだがん、ここ見ていると。これはつかることはないと言われえけど、これこの高いところ、全部これ水浸しになりますよ、雨が降ったとき。間違いなく。なるだけん。それを水辺に遊び機会がふえるんだなんてやなこと言って勝手なこと言っとうけど、問題はそなたびごとに税金が使われえわけだがん。もっと使い方があるんじゃないのということになるわけ、僕から見ると。ましてやこの法勝寺川の大袋から日野川にかけては本当の意味で河床を含めてきちんと管理してもらわないと、昔は尚徳の兼久堤防は決壊しただけんね、昔には。そういう歴史を持っとうわけだ。

そういうことも考えるとやっぱり河床を含めてきちんとまず整備をするということを米子市では優先的に声を出すべきだと思いますよ。この安易に触れることがいかどうかというのは今後の判断にもかかるけども、今言った、渡辺委員が言われたこと含めて、僕は本当にこういう安易な考え方で河川管理していいのかどうなのか。基本的なことが抜けとるでないかと、これを強く日野川事務所に米子市として意見を出してほしい。これはこれ

で事業として責任持った話で構わんけど、問題は今言った本当に河床が氾濫するような原因になっとる河口の部分、それから大袋側付近にかけての物すごい土砂がいっぱい堆積されとる状態、本当に現場に行けばあれ一目瞭然なんだ。こういう点について強く意見を申し上げとくけど、今まで交渉されましたか、日野川事務所に。

○門脇委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 この計画をつくる、構想をつくるに当たりまして当然日野川のほうの委員さんといえますか、構成員に入っていていただいておりまして、こういった技術的な部分ですね、そういったところも当然検討された上でいろんな計画ができてるといふところでございます。

それとちなみにこれ参考ですけど、ここの高台の広場については、一番最後のページですけど、どうも高台になってる。ちょっと高さはわからないですけども、昨年、日野川の運動公園広場がちょっと洗われるというところはございますけど、そのときでもこのときには水位が上がってなかったでありますかね。ですので、ある程度ちょっと高いということではあるかと思えます。以上、参考です。

○門脇委員長 矢倉委員。

○矢倉委員 わしは本会議で法勝寺川の氾濫のことをちょっと質問したときに、国交省が随時整備するということは答弁だったな、たしか。

(「そうです。」と声あり)

○門脇委員長 錦織都市整備部長。

(「土手をね。」と矢倉委員)

○錦織都市整備部長 今の法勝寺川の河川改修については、今年度がもう最終ということでございます、河床掘削と、あわせて小松谷川との間に背割堤という形で。

○矢倉委員 そういう答弁だったわな。

○錦織都市整備部長 はい。そういうのを整備しております。

それとあわせて今回こういった親水の広場を設けるという両輪が入っております。

○門脇委員長 ほかございませんか。

○遠藤委員 ちょっと提案するけどな、この法勝寺川の河川改修というか、洪水に対する対策と、それから富益海岸侵食問題、これを含めて一遍この委員会に日野川事務所呼んで説明を受けるという段取りをやってもらいたい、当局含めて。ということ委員長に申し上げますから、協議してください。後からでもいいですから。

○門脇委員長 それでは、ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 一つだけ伺いたいと思います。警報装置はどうなってるんでしょうか。

○門脇委員長 恩田建設企画課長。

(「警報装置、何かあったときの。」と声あり)

○今城委員 洪水とか、上のほうで川…、やっとなって、もろに増水とか。

○門脇委員長 どうぞ。

○恩田建設企画課長 済みません。今言われて私もちょっと思いましたけど、確かにそこには警報装置なるものはないと思います。こういったポールつけて、基礎打って、ポール立てる、構造的なものとはそもそもできないというところもあったんで全然そういう発想

はなかったんですが、ただ、今、委員さんの御指摘もありますんで、じゃあ、そういったときに例えば、今ここにおられます。発生しました。逃げるといふときにどういう周知の仕方があるかどうか確認してみたいと思います。ありがとうございます。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** やっぱりこういうことを考えるときに計画の中にそこが入ってないということそのものが、安全性と書いてあるけど、全くそこ信用できないんじゃないのって。そもそもそのところの子どもたちが遊ぶわけですよ。本当に上に何か、上流で何か起こったときにどれぐらいの時間でここまで達するかなんてこともわかってない状態の中で、警報装置もないですというものを子どもたちにいいところだからやりましょうって、その感覚そのものをもうちょっと考えないとだめだと。そうしないと命を守れないというものを一生懸命つくりました。意味ないへんと言われてしまうので、ここ厳しく言ってください。上流ももちろん、中流も、現場もどうなるのかということしっかりちょっと確認していただかないと、これちょっとなかなかすとんと落ちません。(拍手)

**○門脇委員長** ほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、次に参ります。次に、米子市橋りょう長寿命化修繕計画について、執行部からの報告をお願いします。

福住都市整備部次長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 米子市橋りょう長寿命化修繕計画について報告をさせていただきます。

2月15日の都市経済委員会におきまして米子市橋りょう長寿命化修繕計画改定の概要につきまして説明させていただきましたが、修繕計画(第Ⅱ期)ができ上がりましたので、報告をさせていただきたいと思います。

お配りしとります資料をお持ちでしょうか。資料1ページをごらんください。1番、本市の橋りょうについてでございますが、本市では、橋長2メートル以上の橋りょう649橋を管理しておりまして、架設後50年を経過する橋りょうの割合は現在約20%ですが、10年後には約39%に増加いたしまして、多くの橋りょうが急速に高齢化を迎えることから、維持管理費が増大していくことが予想され、計画的な維持管理を行う必要があります。

2番、計画策定の目的でございますが、今後予想される橋りょうの維持管理費増大に対応するため、事後保全対応ではなく、予防保全対応を積極的かつ計画的に行うことにより橋りょうの長寿命化及びライフサイクルコストの節減・平準化を図ることを目的としております。

めくっていただきまして、2ページでございますが、米子市橋りょう長寿命化修繕計画(第Ⅱ期)について記載をしております。

平成28年度に1巡目の定期点検が完了いたしました。

今回、最新の定期点検結果や、第Ⅰ期米子市橋りょう長寿命化修繕計画の進捗状況等を踏まえ、橋長2メートルから10メートルの橋りょうを加え計画を改定し、第Ⅱ期米子市橋りょう長寿命化計画を策定いたしました。

対象施設でございますが、米子市が管理する橋長2メートル以上の道路橋649橋を対

象としております。

計画期間は、2019年度から10年間としております。

対策の基本方針でございますが、まず修繕につきまして、将来の必要費用の推計を行うため、過去の点検結果から全橋りょうを分析することにより、劣化曲線を設定いたします。これにより劣化予測を行い予防的な修繕とすることで、修繕に係る事業費の大規模化を回避いたします。当面は健全度Ⅲの橋りょうを修繕することが多くなりますが、将来的には健全性Ⅱの段階で積極的に修繕することによって、さらなる橋りょうの長寿命化、事業費の節減を目指しております。

健全性と事業費の関係につきましては、保全予防対応と事後保全のイメージ図を記載しております。予防保全対応を実現するための対策といたしまして、施工方法の工夫としましては、コンクリート部の水対策を先行いたします。それから橋りょう点検時に職員直営で補修を実施することにより、上の図、健全性の青色の線、右肩下がりのカーブの曲線の幅が狭くならないように工夫をいたします。

3ページでございます。更新、廃橋についてでございますが、橋りょう架設後相当数年経過するなどし、損傷が激しく修繕費用が多額となるもの、または修繕が困難なもの等につきましてははかばかえの必要も検討いたします。

廃橋につきましては、迂回路の有無、交通量、隣接橋までの距離及び今後の維持管理費等を総合的に判断し決定をいたします。

対策サイクルでございますが、予防保全対応を確実に実施するため、点検、診断、修繕、記録のサイクルで橋りょうの点検を行います。

定期点検に関しましては全て民間業者に委託しておりましたが、今年度より小規模な橋りょう、健全性の高い橋りょうにつきましては本市の職員による点検を行い経費の節減を図ってまいります。

4ページ目でございます。対策の優先順位の考え方でございますが、健全性診断による区分といたしまして、各橋りょうの診断により得られた健全性の区分に基づきまして、健全性の低い橋りょうから修繕等の対策を実施してまいります。

表の判定区分及び対応方針ⅠからⅣまでの区分の中で、本市におきましては健全度Ⅳの橋りょうはありません。

重要度による区分でございますが、健全性の低い橋りょうの修繕等を優先することを基本としますが、その他、個別の橋りょうの持つ交差状況・橋りょう種別・路線種別等の特性を勘案した重要度により、対策の優先順位を決定しております。橋りょうの重要度区分表のとおりでございます。

5ページに参ります。計画策定の効果でございますが、事業費の節減につきましては、長寿命化修繕計画を策定する649橋につきまして、今後50年間の事業費を試算すると、従来の事後保全型が455億円。下の表の折れ線グラフのピンク色の側に、右側に455億ということに示しております。それに対しまして、長寿命化修繕計画の実施により予防保全型で行いますと268億円。下の表の折れ線グラフ青色の線になりますけども、その右側を見ていただくと268億円ということになってます。コスト縮減効果は50年間で187億円となる見込みとしております。

表は、予防保全型と事後保全型の50年間の累計橋りょう事業費を比較したグラフにな

っております。棒グラフの累計が折れ線グラフとなっております。

それから安全性の向上でございますが、定期的に点検を行い、橋りょうの状況を的確に把握した上で、計画的な修繕等の対策を実施し、橋りょうの長寿命化を図ることにより道路網の安全性と信頼性を確保することができます。

6ページになりますが、対策費用及び予算の平準化でございます。予防保全型による修繕を行った場合において、下の表の大規模修繕及び更新が一時期に集中し、当該時期に多額の財源確保が必要となります。

対策費用が一時期に集中することを避けるため、修繕時期の前倒しや先送り等の調整を図り、計画的な修繕を実施することにより、予算の平準化を、持続的な事業予算の確保を図ることができます。

なお、本計画における橋りょうの修繕事業費は、年間2億2,000万円というふうに想定しております。

表の中の2019年で約35億円の事業費が必要となりますが、単年度事業が困難であるため10年間に年2,200万円の事業費を投入する計画としております。

棒グラフの山が高くなっている原因につきましては、対象橋りょうが124橋から649橋にふえたためでございます。

「おわりに」です。米子市では、今後も長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕及び更新を計画的に実施し、場合によっては廃橋の可能性も含めた検討を行いまして、より効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、基幹的社会資本の維持に努めます。

また、今後も道路法に基づく定期点検を実施することにより、橋りょうの健全性、損傷状態等を確認し、その結果に基づいた適切な対応を図るため、おおむね5年ごとに計画の見直しを検討していきます。

その次に、対象橋りょうの一覧表を添付しております。これは全橋りょう649橋でございます。橋りょう名、路線名、橋長、架設年度、健全性、最新点検年度を記載しております。表の中に最新点検年次、未点検というふうに表示されている橋につきましては、架設後5年以内、市道認定後5年以内の橋りょうでございます。平成31年度に橋りょう点検を実施する予定としております。説明は以上です。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 頭が悪くてわからんだけど、5ページのこの今後50年間の累計橋りょう事業費の見込み額で59年から68年のところの青とピンクは逆転をしようけど、この図はどういうことですか。総額が。

**○門脇委員長** どなたか答弁できますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、何で聞くかという、その前の説明のところに事後保全型だと455億円で、それで予防保全型だと268億円となるので、その累計がここに来た瞬間に逆転をしようだけ、何でかなと思って、一般的に浅知恵で思ったんだけど、これでいいわけか。

(「いや、ちょっと待って。」と声あり)

**○門脇委員長** 福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今、遠藤委員が言われる一番右側の2059から2068、これは青い左側の棒ですけど、これは単年度の事業費でございます。それで右側のピンクについても単年度事業費でございますので、平均的に、青につきましては2059年から2068年には上がっております……。

○**遠藤委員** わからんよな。

(「予防保全型が高くなってるのが左ですよ。」と声あり)

下がらなにゃいけんのに、高くなつとる、何でかいなと思う。累積しちよつても低くないけんじゃないかと思うんだ。これをここだけが単年度だという話じゃないんだ。

(「ここは、だけん更新部分だ。」と声あり)

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 2059年から2068年の青が突き抜けておる件ですけども、更新時期が重なったり、かけかえの時期が重なるのがこの2059年から2068年でございますので、こういう青が突き抜けたグラフになっております。

○**門脇委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 件数がここに集中してるということ、件数がここはないということか、事後件数が。

○**門脇委員長** 福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** はい、そうです。

○**遠藤委員** そげか、ふうん。

○**門脇委員長** ほか、ございませんか。

[「なし」と声あり]

○**門脇委員長** それでは、ないようですので、暫時休憩いたします。

**午後5時00分 休憩**

**午後5時13分 再開**

○**門脇委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

米子駅南北自由通路デザイン(素案)について、執行部からの報告をお願いいたします。  
福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 新しい米子駅のデザイン素案について御報告いたします。

2月15日の都市経済委員会におきまして、3月にデザイン素案を議会に説明することとしておりましたが、デザイン素案ができましたので、本委員会で説明をしたいと思いません。詳細につきましては担当者が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○**門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

○**松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 今回の資料でございますけれども、直前までJRとの調整がありましたもので、資料の提出が本日になりましたことをおわび申し上げます。

では、資料の説明に入らせていただきます。現在、米子駅南北自由通路の詳細設計を行っております、その中でデザイン素案というのを作成いたしました。それについて説明いたします。

資料の2ページ目、3ページ目に2つの素案のほうをお示ししております。資料のほうの上のほうにデザインコンセプトということで示しておりますが、素案を作成するに当た

りまして、まず、本市は大山、日本海、中海など自然に生まれ、また、古くからの商都、そして鉄道発祥の地として栄えたまちであります。また、これからも鳥取県西部、中海圏域の玄関口として、交流の核となる駅をつくっていかねばならないというところで、コンセプトとしまして、豊かな自然に育まれた文化を象徴する駅としております。このコンセプトから、ここに示しております商都、自然という2つのテーマで案を作成いたしました。

2ページ目の案1でございます。こちらのテーマは、伝統文化を受け継ぐ商都でございます。具体的には、1階部分の四角の構造物ですね、こちらのほうを商都米子の建物と捉え、それを支えております大きな四角のフレーム、こちらで駅北、駅南をつなぐ都市の軸を表現するとともに、これからも圏域の玄関口になっていく駅というものを表現しております。自由通路の北面は、こちら大きいフレームの中ですけれども、前面ガラス張りの開放感のある空間となるとともに、フレーム部分は高さが、少し隣接します駅ビル、こちら駅ビルが、この大きい図面の右に白い四角がございますが、まだデザインについてはJRさんのほうで検討中ということで白いフレームのままになっておりますが、こちらの建物より高くすることで、駅としての存在感を主張するデザインとしております。

3ページ目でございます。2案のテーマでございますが、こちらは、力強く伸び行く自然というものをテーマとしております。こちらのほうは、自由通路と駅北広場を結ぶ両袖に広がるエスカレーター、斜めに自由通路に向かってそれが走っておる、ちょっと図面の1階の部分に出てきておりますけれども、こちらと1階部分のひさし、ちょっと黒く連なってる1階部分のひさしでございます。こちらを大山とその裾野としまして、2階の外壁は力強く伸びていく木々を表現したものでございます。こちらのデザインとしましては、現在、旅行会社が入っておられます3階建てのビル、この図面ですと左側の建物でございます。こちらと新駅ビルとはほぼ同じ高さで立体感を持たせながら、この既存の旅行会社が入っているビル、あるいは残存します米子駅ビル、下の全体イメージパース、下の小さいところ、真ん中の絵ですけれども、自由通路素案の横四角い新駅ビルの横に残っておりますのが、6階建て、5階建ての現在の米子支社ビル、残存ビルになります。こちらのほうが横ラインを基調としたデザインでございます。それに対して駅のほうが縦ラインをデザイン化したもので、建物の差別化を図っていくということにしております。両テーマに共通しますけれども、外壁につきましては、歴史的にも市内の公共物でよく使われております、れんが調のデザインということで素案はつくっております。

先ほど説明しましたJRさんの施設で、まだ白く塗ってあってデザインが確定していないということで申し上げましたけれども、実際に現在、デザインにつきましては、JR様の施設につきましても検討中ございまして、自由通路のデザイン、今後、深度化を図っていくに当たって、調和のとれたデザインにしていくということでお話は伺ってるところでございます。そちらのほうの情報が出てき次第、皆様のほうにはお知らせして進めていきたいと考えております。

1ページ目に戻っていただきまして、3番のデザイン決定までのスケジュールでございます。今回お示ししております案をホームページ等で市民の皆様にもお知らせしながら、御意見もいただきながら進めていきます。あわせまして米子市景観審議会の委員様にも意見を伺いながら、6月ころにはこの2案を1案に絞り込み、最終的には秋ごろに最終デザ

イン案、まだ確定の前ですけれども、最終のデザイン案というのをお示ししたいと思いません。それを経まして、年明けにはデザインのほうを確定していきたいというふうに考えております。

また、並行しまして現在検討を進めております駅北広場の整備につきましても、進捗状況をわかりやすく皆様にお示しをしながら、可能な限り早く構想という形でお示しをしたいと考えております。

今回お示ししておりますのは駅北側のデザイン案でございますけれども、駅南側のデザイン案につきましても、駅北側、今回2つのテーマをつくってしましたけれども、北側と統一感を持ったデザインとする予定で、こちらのほうも案を作成し次第、また皆様にお知らせしたいと思っております。

あわせて、2月に開催されました本委員会において提出を求められました資料、こちらのほう、資料提供ということでつけさせていただいております。資料提供で都市整備課ということでつけさせていただいております。こちらは報告事項ということでは上げておりませんので、報告事項ということで資料の提供だけをさせていただいております。今回載せていますのは、米子駅南北自由通路等整備事業のこれまでの取り組みと経過及び駅北広場の整備方針を示した、こちら経過と、整備に向けた本市の考え方、こちらのほうはホームページに載せております内容ではございますが、資料としてつけさせていただいております。

1点、こちら訂正がございまして、大変申しわけございませんでした。1ページ目の1行目です。前回の委員会の開催日のところ、平成30年2月14日と全然違う表記入れておりました。正しくは平成31年2月15日の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。

説明としましては以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 本来事業をするのに、どげなようなものができるかというのは、駅南も含めてこういうものができにゃいけないかと思うんだ。その上でこれだけの予算を使いますけど。それが全く出てこないというのはどういうことかなと思うんだ。先ほど山川さんの意見が出ったけども、思うけどね。これ、何でそうなのかね、この駅の問題は。米子市が事業主体になってる部分というところについても、何、JRなり県との間の中で何かうまく話がまとめられんということが原因になつとるわけ。JRが主体のところについては事業主体者の考え方、JRさん自身がお考えになることだけん。米子市が事業主体になってる部分については、もっとこの構想図とかデザインからしたものとかいうような、できてこないけんじゃないかな。なぜそれがうまく説明に持っていかれない。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** この自由通路の詳細設計につきましては、本来、委員さんが言われますとおり、自由通路の駅北側、南側、そして内側、全部をお示しして進めていくというのが、当然進め方としてはそうでございます。ただ今回、自由通路と駅舎、新駅ビル含めて調整しながら進めておまして、そのデザイン案といい

ますのが北側しかまだできてなかったと。ただ、それができますまで待ちますとちょっと遅くなるというのもありましたんで、今情報として持っておりますというのを皆様にお示ししたというところでございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 駅南は、もう用地代も含めて金払ったでしょ、補償費も。払ってないだかいな。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 南側の用地代等は、まだお支払いはしてありません。

○遠藤委員 してないか。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 上屋の補償費はお支払いはしておりますけれども、一部、全額じゃないですけれども、一部お支払いはしておりますが、底地の用地買収をする部分は、まだ購入はしてありません。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それはいつするの。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 平成32年度の当初を今は計画しております。平成31年度中に駅南広場を全て施設を取っていただくと。来年度中です。取っていただいた後、更地になってから購入をさせていただくという流れに今予定をしております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると、いつが事業年度は完了することになるの、事業年度の完了は。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 現在の予定では、平成を使って申しわけないですが、平成34年度、事業完了を目指しております、末の。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 例えば、このデザインがどっちに決まるかは別にしてね、この米子市が受け持つ駅に対する部分、工事を受け持つ部分というのはどこの部分になるわけ、このデザイン図で。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 両方のデザインにしましても、こちらの色が濃く塗ってある前面のファサード部分は、市が事業をする予定であります。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 半橋上駅にかかわる部分というものと自由通路にかかわる部分というのは、事業主体が違うんじゃないか、一緒にやるの、これ。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 自由通路と半橋上駅は、事業主体は別でございます。こちらの表に出てきております部分は、自由通路が駅北広場にありますが、ちょっと2案で見えておりますけれども、エスカレーターがおりてくる部分、こちらまで

市道でございますので、その上部分だけでございます。駅舎の上まではかからない。半橋上駅の上までは、このデザインしましたそれぞれのものというのはかからずに、駅舎は駅舎であると。ただ、表からは、例えば案2ですと駅舎は見えない。このファサードの後ろに駅舎があるというようなつくりになります。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この色塗った部分のところは誰が工事するの。

○門脇委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 米子市でございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 駅舎の部分というのはどげな構想になるんですか、J R 駅の中にあるの。

○門脇委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 こちら、上空からの図案で大変申しわけありませんでした。上から見ますと、この前面の、米子駅の今回絵が描いてあります部分が前面に来て、その後ろに駅舎がある。線路があつて、自由通路がそのまま南につながっていくという。駅の屋根はそのまま、何といたしますか、空に上がっていくといたしますか、ファサードで隠れる。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると、この建物の部分の下の敷地の部分というのは、これは借地なの、買収するの。

○門脇委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 ここの自由通路の、例えばエスカレーターの下にかかる部分、道路の下にかかる部分につきましては購入をする予定でございます。それ以外につきましては、無償で貸与をいただくということでJ R さんと話をしております。

○遠藤委員 了解。

○門脇委員長 ほか、ございませんか。

山川委員。

○山川委員 ちょっと3つ聞きたいことがありまして、デザインはどっちでもいいんですね。ただ、結局どういう機能が入るか。エスカレーターで結局2階に改札口、上がります。半橋上駅があります、通路があります、新駅ビルがありますいう話なんですけど、都市計画審議会でも指摘されてたんですけど、1階には結局セブン-イレブンとかコンビニが入ったとしたら、1回、倉吉駅みたいにおりていけないといけないのか、2階でもうつながっているのか、動線が。何が入るのか、動線が。それをまずちょっと聞きたい。

○門脇委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 動線が何が入るかっていいますと、まず、2階の部分で自由通路と駅ビルは直接つながります。そこと1階というのは、当然エスカレーターなりエレベーター、駅ビルがつくられるもので行きますけれども、具体的に何、どういう機能が入るか、何が入るかというのは、まだ公表はされてないです。

○門脇委員長 山川委員。

○山川委員 都市計画審議会でも指摘されてたんですけど、エスカレーターで上ります。

同時にエレベーターでも上ります。それはわかるんですよ。ただ、新駅ビルが入るところに、その通路部分と接触する部分ありますよね、該当する部分が、この中の。その部分が直接そこから入り口に入れるのか。入れずに、1回エレベーターだったりエスカレーターでおりて、もう一遍行くのか。何が入るかというのを、機能が何が入るかって言ってるんですよ。機能のつながりがないんじゃないか、だからちゃんと考えないといけないんじゃないかって指摘されてたんですね。機能がまだ入ってないのでって言われて、デザインだけ。とにかく着る服だけはこういう着る服を着ますよっていうふうに言われても、何が入るのかわからなかったら、どういう動線によって行くのか。だから、ばらばらに機能してるんじゃないですかっていうふうに言われてたんですね、都市計画審議会では。だからそのつながり、人が、にぎわいができるんだったら、やっぱりそのつながりが大事なんですね。どういう機能ができて、エスカレーターなりエレベーター上って、それから直接入れるのか、もう一遍、1回おりていかないといけないのか。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 大変失礼しました。自由通路からは外に1回おりて、駅北広場におりてから駅ビルを利用するというような形態ではなく、直接2階自由通路から駅ビルの2階へも入れます。当然1階部分でも広場から駅ビルには入れる構造にはなりますが。先ほど機能が決まってませんと言いましたのは、この中に何が入るかというのはまだ公表されてないという意味合いで申し上げた次第です。

○門協委員長 山川委員。

○山川委員 機能がまだちょっと何が入るか決まってないということなので、ちょっとどういうふうに動線を分けないといけなかって、避難計画だったりもしないといけなかっていうのがあるので、そういう意味でも確認したんです。

そして、2点目なんですけど、この絵図では結局だんだん広場のところが入ってないんですけども、駅の北のほうというのは、やはり駅で乗りおりするときに、結局タクシー乗り場であって、普通の一般の方が車両で乗りおりするときでは使い勝手が悪いということが結構指摘されてますよね。そこで、だんだん広場だったりも活用して、やはり駐停車、カーニバルコートだったりを使うときにも、わざわざ高いお金を駐車料金払ってまで飲食店を使ったりとかしないので、だから一般の人に使えるような、乗りおりができるような形だったり駐停車ができるような形っていう開放が好ましいんじゃないかなって思うんですけども。ただ、そのときに言われてたのが、結局、駅北広場を使うときに現在の入り口にするのか、それともだんだん広場のほうから入っていったら、結局駅前の通りからどう入るかというのをどういうふうに入り口をしたらいいかというので、やっぱり機能が違ってくると思うんですけど、動線が。それらについてはどんなふう計画されてるんですか。

○門協委員長 松本都市整備課長補佐。

○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長 駅北広場の機能を考えますときに、今、委員御指摘の事項というのは当然私どもも考えていかないといけない事項でございます。ただ、実際にまだこのだんだん広場、グルメプラザというものもありましたけれども、駅北広場を含めてどういった活用をしていくか、どのように使っていくかというところは検討中ございまして、こういうのを整理ができた段階で構想としてお示しをしたいと考

えています。

**○門脇委員長** 山川委員。

**○山川委員** 結局、駅の周辺活性化専門家委員会とかでやってるからって言うふうに言ってるんですけど、ある程度やっぱり市として構想を描かないといけないと思うんですね。これも駅の前の通りから駅を見た絵図だけじゃないですか。でも、米子市民じゃなくて、その使ってる方は駅をおりて、例えば公の建物だから、ただれんがにしましたよではなくて、例えば市役所のほうだったり向けて行くのであれば駅前の通りをやって、どうやって動線を商店街なり史跡公園、医大なりをつなげていくか、アプローチを例えばウッドデッキでつなげるとか、どういうふうに動線をつなげるかっていうのを考えないと、やはり関連性がなくて、ただ駅ができました、新しくなっただけです、改札口2階になっただけですっていう形で終わってしまうんですね。だからそこら辺は、市としてはこういう構想を考えているっていう構想を考えないといけないというのは、何度もそれは繰り返し言うてる。そういう意味なんですよ。そこら辺についてはどうですか。

**○門脇委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今の駅北広場につきましては、2月の多分、閉会中の委員会のほうで、要は専門家委員会の御意見といったところについては御報告させていただいたと思うんですけども、今、委員さんがおっしゃられたような意見も含まれたような意見があったと思います。そこについては、ちょっと先ほどの説明の繰り返しになりますけれど、そういった御意見を踏まえまして、新年度中にそういった整備構想を策定するという事で考えておりますので、そういったことで御理解をお願いします。

**○門脇委員長** 山川委員。

**○山川委員** ちょっと何度も繰り返しになるんですけど、駅北広場だけを活用すればいいんじゃないかって、60億かける駅ができるのであれば、駅からおりてどういう動線でつなげるか、町なか半径200メートルではなくて、道路につなげるかという動線が必要なんですよ、機能が必要なんですよという話をしたんですね。それを考える必要があるんじゃないかということ言ったんです。ただ単に駅北広場を、はい、車とめるようにしただけではなくて、それを考えないといけない。それは市が考えないといけない。その上で専門家委員会、検討委員会に諮るんだったらいい。ちょっと順序が違うんじゃないか。専門家委員会に丸投げして終わりですよではなくて、市が構想をつくる必要があると思いますので、きちんと検討してください。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっと確認ですけど、遠藤さんの言われることも珍しく一致するんですよ。南側が出てない、上からも見えてない。これはどうかなと思う。3月から周知、意見聴取を始めるじゃないですか。今はもう3月ですよ。これ、どの程度の情報を出して始められるつもりなのか、これを確認したい。

**○門脇委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 情報といたしましては、きょうお示したこのデザイン案をもとに周知いたしまして、御意見を求めるような形ですね、そういう内容でございます。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** なかなか部長、大胆ですね。これで本当に大丈夫なのって言われてるんです

よね。それと、いろんな御意見があるんですよ。うちでも総括では言ったんですけど、これを見ると31年度の2月にならないと全体は出ないんですよね、この計画でいくと、北広場。北広場というか、だんだん広場含めて。多分31年度の2月にならないと出ないですよね。それで、このJRの右側のビルは白塗りで出るんですよね、意見は聞くけども。単純に1案と2案どっちがいいですかというだけ聞こうというふうにしかならないんですけど、これはもっと詳しくこの意見、僕は一番いろんな意見が出るというのは、市民がどれだけ関心を持って、どれだけこの工事に対してそれだけのお金が投入される必要がある工事だっという理解を得るかっていう作業の最たるものだと思うんですよ、これはもう、ここの段階で問うのは。それが今の部長の答弁で、市長、よろしいですか。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 今の御質問については、ちょっとどういう出し方をするかは、もう一回、私のほうできちっと精査した上でお出ししたいと思っております。いろんな意味で難しい、後手後手になってるイメージかも知れませんが、逆に言うと何で苦勞しておるかっていうと、結局26年度にこの事業をお認めいただいたんですね、議会で。今もう既に詳細設計に入ってる段階なんですね。つまり構想とかっていう段階ではなくて、本当に精緻なものをお出ししていく段階に入っているということで、今の段階でこの淡いものを出すと、かえってわかりにくくなるということもあるもんですから、このように段階を追ってではありますけれども、出てきたものからきちっと皆様方には説明をしてお示しをしたいということになっていることが、何か後手のように見えるかも知れませんが、そういった事情がございますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** いや、議会として、その言われるのはよくわかるんですけど、特にここでいく、いわゆる市全体に周知する期間が3、4、5なんですよ。これ以外ないんです。1案、2案決まったら、またこの意見の反映とかいろいろあるんですけど、何度もとっていくんですか、そこはどうですか。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 今回スケジュール載せておりますのは、この北側のデザイン案をお示ししたことに対する意見の聴取でございますので、情報が入り次第、またいろいろな方法でお示しをして、その都度意見をいただくというふうには考えております。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 我々も議会で議員ですから聞くのは当たり前で、代表として聞いているんですけど、何が言いたいかっていうのは、この事業を市民の人が、言われますように60億とか巨額なもんですから、いろんな面で意見が言えたらいい、理解ができるものとする、今言われるように5月までは1案、2案を決めるだけですよというのならば、今後は何か6月以降どういったことをされるんですか、周知に対しては。

**○門脇委員長** いかがですか。

松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 周知の方法といたしますと、まず、どういったものが出てくるかという私ども想定しております部分が、当然、駅南部分のデザ

イン案と、JRさんがつくります、一番市民の方からも意見聞きますのが、駅ビルの横につながるところのデザイン、こういったところを、時期がまだ確定してないんですけれども、そういうところを情報をいただき次第、方法はホームページなりなんなりつくりましたんで、そういうところを活用してということになるかどうかとは思いますが、できるだけわかりやすいような形で皆様にお示ししたいとは考えております。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** まあそうですね、駅南側が見えてないですもんね、これ。私と遠藤さん一致した。これ見えてないですね。

（「がいに対立しても。」と遠藤委員）

いやいや。あっち側の目久美町の方から見ても、どうなるんだろうと思ったら、北だけかよって話ですよ、はっきり言って。ですから、これが5月に間に合わないならどうなんでしょうかっていう感じがします。

それとデザイン案は、皆さんはどっちに決まってもいいって言われますけど、うちの会派ではよく意見が出るんですけどね、これはうちの会派の議員が言われるただ単なる意見ですよ、それを採用せっていうわけじゃない。高い低い、高い低い、高い低い、正面見てがたがたなんて前代未聞だなって、そんな駅見たことがないって言うのもいるんですよ。逆に言えば、2案っていうのは左側等は真っすぐですけど、右のJRは、より高く見せたほうがいいみたいな説明をされたんですけど、これはやっぱり人それぞれですよ。うちの議員だったら、ここも含めて、たあっと同じ高さのほうが、言ってみれば高架駅みたいに見えがいいって言うんですけど、要は右側のJRとはもう、うちのほうが高くて、市がかかわるところは高くて立派なのつくりますけん低目にしてくださいって言うてるんですか。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 私の説明がうまくなくて申しわけございません。それぞれ案の特徴といいますか、そういったのを説明するに当たって、案1については、ボリューム感を持ったフレームで、その分だけ大きく見えるような案でございます。案2については、一体感を持って高さが連なるような、一体感を持っているような案でございますということで、それぞれの特徴をちょっと申し上げた次第でございましたんで、特にそういったJRさんとの話でこういうのがあるということはございません。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 最後でいいですけど、要は非常にこの事業もいろんな話が出て、市長言われますように随分長い間議論してきてやったんで、やっぱり今後本当に詳細設計なり工事に移っていくときに、市民といいますかね、もう市民が、要は何だろうと思うようなのじゃなく、もう市はいろんな面で市民に対して情報提供するべきだと。それが今回そういう点も、3月のスケジュールですっていうのでは足りないような気がするんですがね。もうちょっと頑張っていただかないといけん。いわゆる周知でもそうですけど、意見聴取でも。専門家委員会とか景観審議会の方々の意見も大切ですけど、やっぱり周知するっていうのもより大切だと思うんですけどね。これは言うておきたいです。やっていかなきゃですね。

**○門脇委員長** ほか、ございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 大分言っていただいたんですけど、要するに見た感じがどうかっていう、概観どうでもいいっていうことではないけど、そういうことではなくて、その駅を使うのにどんなふうの中で動くのだろうかとかいうこともわからないと、本当にどういう駅になるかがわからないんです。上から見た図がないとか、南側がないとかいろいろ言われてますけど、それはそういうことで、駅全体がこういう感じで、市民がそれを利用するときに、じゃあどんなふうにはそこの中を歩いて、でどういうふうにご利用ができるかということが知りたいですよ。だから、デザインだけだっかって言われたらちょっと心外です。以上です。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** これからこのデザインを公開していろんな意見募集をされるということで、御意見、さっき渡辺委員や他の委員さんからも出たように、ほかの部分についても見たい、できるだけ本当はセットで見たいということはわかります。もし、この日程どおりだとし、そのことを公開していくにしても、今まさにさまざまな意見が出たように、このデザイン、意見を求めているデザインが、自由通路から出た半橋上駅部分と、それからこのエスカレーター、エレベーターでおける通路部分、いわゆるまさに自由通路部分という道路の部分の、線路から、ラッチから外の部分を囲うモール、言ってみれば囲うカバーのデザインだということをちゃんと理解してもらわないと、これが例えば変更になってきた駅ビルの、ビル機能としてのいろんなさまざまな機能を持ったビル機能ではないということもちゃんと理解してもらわないと、この中にどんな機能がありますかっていう話にやっぱりなってしまいますよ。自由通路があって半橋上駅がそれに接続されとって、それから外に出てくる、この自由通路からつながってくる通路部分を囲っている、これは正面から見た、言ってみれば建物の概観図としてのデザインに対して意見を求めるということをはっきりさせないと、だんだん広場、カーニバルコートの部分、ここの部分が線路からの幅が少ないので、フロア面積が小さくなるのでということが今までの説明で、カーニバルコートやだんだん広場のほうも活用した、先ほどでいえば今回の事業でやるべき自由通路整備事業の完成度を、さらに効果を上げていくためのあちら側につける機能ですね。そこら辺の議論とは別なものだということがちゃんと伝わらないと、やっぱりいろんな意見が混乱すると私は思いますので、そこの辺は出し方を十分気をつけていただくように、これ要望しておきます。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 一番直近で出てる概略図っていうのは、ここに通路の何かカタツムリみたいなのがあって、ビルが横にありますよの図ですよ、要は。それが今回はビルはやめたんで、きのうの話で。だんだん広場で検討するとかどうだかわかんない、これからなんですけど、今、中田委員が言われますように、今度はその通路部分を囲う程度に変わってるんですよ。これまで市民の人が見てきたっていうのはあればっかりですよ。こっちに通路のむき出しがあって、ここにビルが建つと。そのビルの機能はどうなんだみたいな、こんなのが出とってね、外へむき出して。それがこれになるっていうのの理解っていうのは、中田委員が言うこともそうだと思いますよ。理解できずにそういう議論になってしまうわけです。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** また同じようなことを言います。結局のところ、4年間ずっとこれを聞いてきた我々ですらも、今、駅の位置はどこにああだかいな、通路はどこにああだかいな、新しい駅ビルとどげなふうにつながるのですかって、私たち4年間ずっと伺ってきた我々ですらも、どこに通路になるのですかみたいなことを、このパーツって、この絵を見て判断するということが出来てないわけなんですよ。

(「エレベーター棟がある。」と声あり)

エレベーターがある、どんな形が見えないんですよ。さっきおっしゃった囲うだけの形がこういう囲いのものがあるって、そのデザインをどうしますかっていうことを、例えば6月までにつくらなければならないという部分は、このスケジュールでいけばですね。そういう形になるとすると、一体何ができるのかがさっぱりわからないということになって、私たち、聞いてきた我々がこんなにいろんなことを、あれはどうなんですか、これはどうなんですかって言っている我々が、市民の方たちは一切そういうのがほぼほぼなかったとか、言ってみれば、市から説明があったのは、ふれあいの里であった説明会1回こっきりだと思いますよ。そういう人たちにいきなり、これですよみたいな形で、きょう報道の方も入ってますけども、どういう形で出されるかわからないけど、これが駅ですみたいな、駅が新しくこれになりますって言われたときに、それはもう千差万別の物すごい意見や、いろんなことが来るだろうと思われまますよ、私はね。それに対して一つ一つ、例えばこれまでのパブリックコメントみたいに、市はこんな考えです、こんな考えです、今言われたように、まだ決まってません、そういう回答とかをするんですかと。そこをちょっと聞いてみたい、どんなつもりなんですかっていうところが。市長がさっきおっしゃったこともよくわかってるんですよ、わかるんですけど、どうなんでしょうねって。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 今回のデザイン案のお示しというのは、やっぱり早く皆様に、出た情報についてはお伝えしたいという思いでお伝えした部分です。ですので、出てきた情報はここまでのので、御指摘はもうまさにそのとおりだと私も思っております。ですので、市民の皆様はどういうふうな形でお示しをするかということについては、私、じかに聞き取りましたので、今、改めてこれはどういう時期にどのようなものが出てくるかということも含めて整理して、それで改めてきちっとわかりやすいお伝えの仕方を考えていきたいと思っております。

それと、やっぱりこれは予算総括質疑のときの政英会の岡田委員さんからの質問でもあったんですけど、それに対して私、答弁いたしましたけれども、そもそもやっぱりこれ、もともと南北一体化という推進事業でやってきたんですね、これは本来は。ところが平成26年に決まった事業案というのが、南北、今これまさにそうなんです、南北自由通路等整備事業で進めてきてる。そこに私は大きなやっぱり問題があったなと思います。

(「そうだよ。」と声あり)

それは、私は当時、民間におりましたけども、指摘はしたんです、当時の市に対して。それはいけんよと、そういうやり方は。

(「そのとおりだわ。」と声あり)

しかしながら、今、私はこれを引き継いだ責任として、何とかこれやり遂げないけんという中で、石橋委員、先ほどは出てきた情報がころころ変わると言われましたけども、逆

に言うと、きちっとした、まだ3階、4階何に使うとか、そういう十分な精査がない中で私は引き受けてますから、それを十分な精査したところ、やはり費用対効果が合わないということがわかったりしまして、適宜そこは直せる範囲で修正をしております。ですので、このたびちょっとこういう出し方をしたのは、あくまで早目に皆さんにお伝えしたいということを考えてのことでありましたので、かえって混乱を来したということであれば、そこは率直におわびを申し上げたいと思いますし、これからの出し方につきましては、どの段階でどのようなものが出てくるのか、もう一度きちっと精査した上で、きちっとそういうしかるべき時期に提出したいと思います。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** もう本当にびっくりしとうだがんな、このデザインを見てな。この外枠、外壁というか……。

(「外壁。」と声あり)

外壁。これは設計費に入ってたのか、この予算が、今まで出してきた。事業費65億だったかいな、あの中にこれは入ってるわけだ、事業費の中に。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 設計費に入っております。

**○遠藤委員** 何ぼかかるなんて言ったか。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** デザインだけの費用というのは、全体での設計費で計算しておりますので、その部分、外のデザインだけというのは、ちょっと積算、今持ってはおりませんけれども。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** とうの昔の事務局長おるけども、こげなものの設計費が入とうというか、建設費も入るとって話は、僕の記憶にはないな。あの一覧表だったものの中には。後から精査して教えてください。

もう一つのはね、もう本当にこれだったらイメージが湧かないですよ。つまり、補償費13億円というものの中身は、たしか全部で26億か、中身は。坪100万でしょう、管理局の補償費が、たしか積算してみたら。そげすうとね、僕は一般の市民の方々が、何で前のビルをめで、またこげな細いもんになあだかと、それに60億も金かけたかど。簡単に言えばそんなイメージしか映ってこないんですよ、これ見ちょうと。そうするとね、これは大変なことだなということにならへんだらか。まちの玄関だといっている議論があつて、中には22階建てのビル構想まで叫んだ人もおつたらしいけども、そのときに。これだったら何で20何億もかけて補償費をこげなものしかできんだという、そのことに對する答えは、これできるだろうか。

それからもう一つは、やっぱり新駅ビルをつくったなら、その機能に少なくともそれ相応のものが、にぎわいのできる相応のものがJRのほうでつくっていただくというようなことだつて一般の人は思つとるじゃないだろうか。そげせんと補償費だけの、言葉は非常に悪いけども、ただどりみみたいな話が見えてくるんだ。わしゃね、これは大変なことになると思うわ、これやると。それだったら、市長さんがいろいろ苦労しておられるからわか

るけどもね、市民の方に本当に判断を求めるならね、デザインを含めて、もっとそういうところも含めた中の構想図を含めて打ち出されんとね、25億からの、あんだ、補償費、坪100万円の管理局の移転費払っていただよ、たったこれだけの財産しか残らんだかと。こりゃね、ちょっとどう転んだって、もうこれは説明できんぞ、こりゃあ。だけんそれは、3階、4階の、県が入った市が入ったというのは採算が合わんけんそれはだめになりましたと、そういうふうに決断したのはわかあけども、問題はね、坪100万円払った管理局の移転費26億、この大きなお金がこれだけの形しか残らないということのイメージのほうで、ダメージが大きいと思うよ、これ。これをどう考えとるか説明して。

**○門脇委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 済みません、ちょっとこの図面を見ていただきますと、もともとはJRの自社ビルと、それと駅機能と、それと駅であったりですね、こういったものの複合的な建物であったわけですがけれども、これが整備する部分、ここが駅及び自由通路部分でございまして、それにかわる駅ビルというのは隣接に建てられますし、それと一番こちらの端っこのほうに、ちょっと白っぽくなってますけど、こちらのほうに新しい支社ビルを建てられるということですので、補償費については、そういった形でこういった代替のものをつくれるというところがございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 前の鉄道管理局は何階建てだったか。この新しい分は何階建てだ、支社。  
(「5階。」と声あり)

5階建てかや。JR支社は5階建てか。

**○門脇委員長** 松本都市整備課長補佐。

**○松本都市整備課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長** 新しい支社ビルにつきましては、階層は具体的には聞いておりませんが、およそ4階、3階程度というふうに聞いております。今までの駅部分が、いわゆる管理局、支社ビルの1階、2階部分、その部分が自由通路のあたりに残ると。3階以上、今までが5階、一部6階、増築してる部分がありますので。3、4、5階部分及び増築の6階部分というのが新しい支社ビルのほうに移るといような流れであるというふうに聞いております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、事実上、この新駅ビルというか、新しいこの橋上駅ビルにかかる部分ちゅうのは、ほとんど一般の人が出入りして楽しむような場所はないということか。  
(「そういうことです。」と声あり)

そういうことか。だけん、今ここでないもの話を何ぼ議論しちよつても始まんけん、今度議会に説明してもらうなら、市民に説明するようにやれ、やっぱり全体像が見える、上からも横からも下からも見えるものを出してもらわんとね、ちょっと何か壁ほどつくってな、そほどが60億の事業したっていう話に見えるようながって、結果なっちゃうで、これ見ると。ようないよ、これだったら。そう思うでしょ、思わんか。

(「移転はするんです。移転はする。補償費もらって移転で建てるということは間違いない、JR。」と声あり)

移転補償費は当然けども、問題は、市民の方が多く望んでるのは、新しい駅ビルはどんなにぎわいをもたらすんだらうかという期待感を持つとうわけだがん。単なる自由通路

つけさせてもらいましたけん、補償費払いますわ、あんたのとは勝手にあとつくんなはい、そんなレベルじゃないだけん、これは。単に道路をつけて1軒の民家が移動しますいう話じゃないだけん。公共施設としての事業としてどうするかという問題だ、ここは。大事なことだよ、移転費は払わにゃいけん、仕方がないなんて、そうじゃないだ。公共事業としてこの自由通路をつくる。それは同時に、駅というそのものの機能も、どう米子のまちの都市の機能として張りつけるか、これがもともとの根源でしょうが。それは今、市長が言われたけど、本来は南北一体化という、土地の形成というものをどう図るかという大きなテーマだったんです。そういうことの中で考えてるというのが、このままでいくとね、これは本当に大きな、あんた、歯抜けだよ、これ。こういうことは気がつくので、今度の段階までにはきちんと整えて、発表できて説明できるようにしてもらわにゃいかん。

**○門協委員長** ほか、ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** それでは、ないようですので次に参ります。

次に、高速道路の暫定2車線区間の4車線化について、執行部からの報告をお願いいたします。

恩田建設企画課長。

**○恩田建設企画課長** 高速道路の暫定2車線区間の4車線化について御報告申し上げます。

平成31年3月8日付ですが、国交省は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取り組みの一環としまして、高速道路の暫定2車線区間のうち一部を4車線化にするということを発表されました。その候補箇所としましては、全国で16カ所、85キロメートルが選定されたところですが、そのうち米子道につきましても候補となりましたので、その御報告をさせていただくところでございます。

場所としましては、江府インターチェンジから溝口インターチェンジの間の約4.2キロについて4車線化、付加車線になりますが、これを設置するというところでございます。270億の事業が予定されております。

既に報道も幾つかされておりますが、確定ではないんですが、どうも溝口インターのほうから南に向かって4.2キロを付加車線がつくというように考えられます。ただ、これまだ確定でありませんで、今後、中の有識者委員会などもあるようですので、そこで審議を経て正式に決まるということです。以上でございます。

**○門協委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** じゃあ、ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は席を交代してください。

午後6時02分 休憩

午後6時06分 再開

**○門協委員長** では、都市経済委員会を再開いたします。経済部所管について審査いたします。

初めに、議案第14号、米子市文化活動館条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** そうしましたら、議案第14号、米子市文化活動館条例の制定につきまして御説明いたします。

そうしましたら、議案書のほうです、14-1ページをごらんください。これは勤労青少年ホームのあり方を見直し、これを廃止するとともに、新たに米子市文化活動館として設置することに伴い、その設置及び管理に関し、必要な事項について定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行日を平成32年4月1日としております。

以上が米子市文化活動館条例の制定についての概要でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第14号、米子市文化活動館条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、米子市勤労者体育施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 議案第15号、米子市勤労者体育施設条例を廃止する条例の制定につきまして御説明いたします。

そうしましたら、議案書のほう、15-1ページをごらんください。これは平成31年3月31日をもって米子市勤労者体育施設を廃止するため、その設置及び管理について定めた条例を廃止しようとするものでございます。

この条例の施行日は平成31年4月1日としております。

以上が米子市勤労者体育施設条例を廃止する条例の制定についての概要でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

〔「ここで説明せんでいいか。きょう配られた、考え方について。」と声あり〕

岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** この議案第15号につきましては、お手元にA4、1枚の資料をお配りしております。かいつまんで御説明をいたします。

この米子勤労者体育センターの廃止に係る今後の方針、考え方についてでございますが、

経緯につきましては、先回、2月の委員会におきましても御説明させていただきました、引き続き事業者との交渉を行っての状況である中で、事業者から、地域貢献のため体育施設及び周辺の史跡指定地を借り受け、市の意向に沿った当該施設の活用と周辺環境整備を行い、史跡、地元エリアの活性化を図りたいという再度の提案がございまして、つきましては、事業者のほうにて当該施設の活用及び周辺の史跡指定地の維持管理や環境整備が円滑に実施できるよう、現在、土地を供給しております県及び民間事業者との調整を進めているところという状況でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、県と事業者との調整ということがさらに並行してやっていかなきゃいけないので、今、調整中であるものが調整がついた段階で、できるだけ早期に募集を実施したいというふうに考えています。事業者の方につきましては、当該施設の利用中止につきましては年明けから口頭でお知らせし、2月1日からチラシを設置するなど周知を図って御理解をいただいているところでございます。今後、当該施設の再活用を視野に入れ、調整に努力するとともに、方向性が明らかになった段階で、こちらも早期にお知らせしたいというふうに考えております。以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

今城委員。

**○今城委員** 今、体育センター、協議中だということで、今後の流れをとということでおっしゃいました。それで、この使用をしないということ、2月にたしかチラシを、利用中止になるということ、周知をしておられるわけなんですけれども、この協議が終わった後とかに、その体育施設を借りたいというようなことが起こった場合はどうされるのでしょうか。要するに廃止されてる、一応、物としては廃止になってるものを借りたい、そこにあるわけなので。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 今、事業者の方から提案をいただいておりますのは、今は体育施設として利用しているのですが、この形態をできるだけ維持して地元の方に使っていただくというようなことも含めた再活用の仕方というのが、この全体の提案の中に含まれておりますので、引き続き、今と全く同じかどうかというのは別なんですけれども、似たような形で使っていただけるという余地はあろうかなと思います。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** ということになると、利用料はどうなるんでしょうか、使用料というか。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** これも今後の調整の中で考えていかなきゃいけないけれども、仮にですけれども、利用料が発生した場合でも、今の水準を超えることのないような形にしていこうかというふうには思っています。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** そうしますとね、今回の議案第2号の消費税及び地方消費税の税率の改正というところで、10月1日から10%に上がるというところについて、この勤労者体育センターについては廃止をするので条例をなくしますということになってるわけですね。じゃあ、この条例のなくなった施設でありながら依然とそこにあるというものを貸し出した

ときに、消費税どうするんですかっていう問題が、整合性がとれるのかなっていうのをちょっと心配したりしたんですけど、それはどう……。

(「民間譲渡。」と声あり)

民間。でもまだ決まってないわけでしょ。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 今後どういう形で民間の方に利用していただくかというのが今調整中の部分なんですけども、それは譲渡も含めてということでしたけども、もう一つは貸し付けだったりとか、管理委託だったりとかという手法も考えられるということでございます。その中で利用料の設定ができるとしたら、これは条例で定めるものではなくて、民間の中で設定される額ということになりますので、それも今の市の水準に合わせた形での料金設定ということをお願いできる余地はあるかと思えます。

○門協委員長 今城委員。

○今城委員 譲渡ならできると思うんです。あちらに譲渡してるわけなので、無料でお貸ししようが何しようが、それはもう御自由にといいか。でも、譲渡でないってことになったときに、この10月1日から以降どうなるのかってというようなことについてのことはどうなのかと思ったところなので、答弁は結構です。その辺がきちっとなっているほうがいいなと思えますので、あとはよろしくお願いします。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 言ってみれば、この廃止条例というのは出てて、譲渡を受け入れなかったら潰すわけでしょ、要はね。そういうことですよ。相手方の譲渡も、アスベストもあって無理ですと、貸与も要りませんっていったら、これ廃止条例の今議決求めているわけですから、また復活なんてないわけですから、潰されるんでしょ。そういうことだと理解してたんですけど、違うんですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 選択肢としては、建物を貸し付けをして活用いただくという手法も検討しております。貸し付けと、それから管理委託という方法ですね。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今心配しておられるのは、それが無理だった場合、廃止条例の議決を求めておられるからのことです。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 どうしても調整がつかなかった場合というのは、廃止ということも選択肢に入ると考えております。

○渡辺委員 じゃないとね、意味はわかる。

(「廃止だって、要するに廃止をするわけでしょ、基本は。」と今城委員)

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それ、何がきちんと解決していくことになるんだ。交渉なり協議なりはいっぱい重ねとるだろうけども、何がネックになってこんなに解決つかんだ。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 ここは底地の土地の持ち分が、県が2分の1、市が2分の1であり、市だけの単独のものではないという状況がありまして、持ち分持っておら

れる県のほうとも調整をしているということでございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 話はいっぱいあるかしらんけど、我々が聞くのは、県と話した結果はどげんなっとうだ。県が譲らんって言っとうだか。それで米子市は買うと言っとうだか、米子市は買わんって言っとうだか、それはどうなのよ。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 その部分、結論がまだいただけていないという状況でございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そげなって、民間業者と話しする段取りができていかんのは当たり前じゃないの。土地というものの考え方が、県と市が話し合いができませんのに、上物だけ業者さん買ってございませんかっていったって、できるわけないが。そこんところが何で固められんだ。何で、米子市は金出すのが大儀なけんいけんってわけか、県は売らんけんいけんってわけか、どっちなの。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 今現在進めておりますのが、建物の譲渡ではなくて、貸し付けないし管理委託という選択肢を今考えておまして、それに伴いましての上物が、米子市のいわゆる財産があつて、それを例えば貸すというところで、土地の所有者としての県の意向を伺っているというところでございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 じゃ、譲渡するの、それはもうやめたの、それとも貸し付けにするの、どっちなの。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 当初、譲渡を軸にということで交渉を進めておりましたけども、やはりアスベスト等の関係もございませし、それから底地が史跡指定してるといふことで、建物の改変ということも、現状変更もなかなかできにくいということございませので、現状では貸し付け、もしくは管理委託という方向で進めております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 相手の方はどっち選ぼうとしておられるの。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 先方のほうは、できれば貸し付けでということ。無償貸し付けということを希望しておられます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 米子市はそれに対してどうするの。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 最終的には議決も必要になってまいりますけども、一応方向としてはやはり意向に沿うような形で無償貸し付けをして、尾高城跡全体を活用してもらふようなことにしていただければというふうに思っております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その場合、貸し付けする場合の物件はどういう行政は扱ひするの。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 普通財産の貸し付けということを想定しております。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 壊すときは、市が貸し付けなら壊すということでしょう。借りたほうが壊すんですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 いえ、譲渡でなくて貸し付けの場合は、市が最終的には解体するということです。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、指定管理か何かしてもらって、今までは、その料金ぐらいは浮くって話ということですか、結局は、譲渡でなかったら。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 指定管理料も確かにかからなくなるということがありますし、それとあわせて、周辺の例えば梅園とか、あそこのあたりの環境美化といいますか、維持管理というようなことも同時にしていこうというような考えでございますけども。

○門協委員長 中田委員。

○中田委員 なかなかイメージが湧かないんですけど、要するに無償で貸してあげるかわりに、その周辺の史跡っていうか、梅園公園とかそういったところは、今までは指定管理者だったんだけど、そうじゃなくて無償で貸してあげるから、その辺の周辺管理も含めてやってよっていうような条件での交渉なんですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 今、確かに指定管理は体育館だけに限定されたものなんですけども、それで例えば梅園とかその周辺地に関しては、史跡管理とか公園管理ということで市が委託ですので。今回の御提案は、そういったエリア全体を自分たちで管理引き受けましょうということで、その一つとして体育館を貸してくださいと、その活用をしますと。それから、あわせて周辺環境も整備して、あのあたり一体の活性化を図りたいというような交渉です。

○門協委員長 中田委員。

○中田委員 相手先がそれを活性化図るから、その現在の体育館が無償で貸してもらったらそれを生かしてやるという感じなんですかね。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 はい、そのとおりでございます。

○門協委員長 ほかに。

遠藤委員。

○遠藤委員 その周辺の管理についても、それは無償でやってごしなるという条件か。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 周辺管理も無償でしていただけるという御意向があるようです。

○門協委員長 遠藤委員。

○**遠藤委員** それなら早こと結論が出そうなもんだけど、いつ結論出すの。

○**門脇委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長兼文化振興課長** 今、県のほうと最終的に詰めておりまして、できるだけ早目にはと思っております。

○**門脇委員長** 大塚経済部長。

○**大塚経済部長** 今、るる局長のほうの説明をしておりますけれど、まだ交渉中のことでございますので、今、遠藤委員のあれで結論が出るとるがなというお話でございまして、結論が出るとるものではございません。ただ、今、局長が説明した方針に向けて、渡辺委員のほうからもありました、最終的にどうにもならないなら壊すんだねということも踏まえて、今、なるべく市のほうの負担がなく、地元の皆さんの活用、また安全施設としての活用ということ踏まえて、県のほうが今、少し土地のことでキーを握っておられるので、ぜひに交渉を続けておるといことでございまして、何とか早期の解決を目指して皆様に御説明を差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**門脇委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

○**門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**門脇委員長** ないようですので、議論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第15号、米子市勤労者体育施設条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、米子市森林環境基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** そうしましたら、議案第16号、米子市森林環境基金条例の制定につきまして御説明いたします。

そうしましたら、議案書の16の1ページをごらんください。これは本市における森林の整備及びその促進のための事業に要する費用に充てるため、国からの森林環境譲与税を財源として基金を設置しようとするものでございます。

以上が米子市森林環境基金条例の制定についての概要でございます。

○**門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

石橋委員。

○**石橋委員** この森林環境譲与税というのは、課税者1人に対して年間1,000円を徴収するというものですね。

○**門脇委員長** 高橋農林水産振興局長。

○**高橋農林水産振興局長兼農林課長** 国民1人当たり1,000円を平成36年から徴収

が始まります。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、米子ですと課税者が何人なのかわからないんだけど、でも、1,000掛ける何万人かはそれを支払うわけです。そうすると、本当に全体でいくと何千万か何かになると思うんですけど、1年分が。ここに返ってくる、米子市に入ってくるお金というのは予算書にある780万円ということになるのかなと、なるんですよ。

○門脇委員長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長兼農林課長 現在、米子市のほうに譲与税として配分される予想額は、平成31年度から平成33年度まで780万円というふうに試算されておりますけれども、この額が米子市の住民の方が1,000円ずつ払った額の合計ということではございませんでして、一旦譲与税は全て納めた国のほうで配分をして、あとは人口割ですとか森林の面積割ということで各市町村のほうに配分されるという仕組みになっております。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 そういうことで、米子は今、林業に携わってる人が少ない、林業の事業者が件数が少ない、森林の面積も少ないということで、配分が少ないというふうに聞いています。払ったお金よりは随分少ないのしか入ってこないなというのがあるんですけど、結局この森林環境譲与税というのは、今度4年後に終わろうとしてる復興税のかわりに、この譲与税が充てられるというふうに聞いています。結局どっかから、国民から税金を持っていこうというその考え方というのは、本当にちょっと許せないなというふうに思うんですけど、この例えば森林の再生とか保全ということであれば、本当は新たに住民からそういう税金を取るのではなくて、国がやっぱり森林を守るということをすべきだと思うんです。そういう意味では、税金というのは今国会にかかっているんですけども、賛成できないなというふうに思っております。これが入ってきたからといって、譲与税の使い方としては、個人が管理できなくなった森林を、その人の了解の上で市が伐採をしたり、後に植樹をしたりということだというふうに聞いてますが、なかなかこの780万ではすぐに植樹をしていくということにもならないというふうに聞いてますが、何年かためていくっていうことが必要なんですよ。

○門脇委員長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長兼農林局長 何年か今おっしゃいましたようにためていって、そのための基金ということでございます。先ほど平成31年から33年まで米子市は試算すると780万ということですけども、年々交付額が、譲与額がふえていきまして、最終的には平成45年からは、米子市の場合、2,650万円程度年間、譲与されるというふうな試算になっております。

○門脇委員長 いいですか。

○石橋委員 いいです。

○門脇委員長 ほか、ございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっと聞いてみるけども、これもう国会で通ったの、法律は。

(「まだ通ってません。」と石橋委員)

今やってるの。

○門脇委員長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長兼農林課長 今、国会で審議中だと思います。

○遠藤委員 国会で税金の法律が通つたらんのに条例だけ先に決めるだけか。

(「消費税。」と声あり)

消費税。

(「いや、消費税、行ってないけど条例はつくる」「消費税も閣議決定せんと」「閣議決定は」「閣議決定されるな」と声あり)

違うんだ、我々が条例を制定するのにだがん。

(「法律の範囲内だ。」と声あり)

法律の範囲内で決めるということから考えれば、法律が通らなかつたら条例決められんと違うの。仮に万が一、法律が国会で流れたらどうなる。条例もほんならとりあえず廃止するだ。その辺のイロハの問題だけん。だって地方自治法は法令に基づいて仕事をするということでしょ。国の基幹的な法令ができてないのに条例を提案して、どういう根拠があるの。

(「法令、根拠あるでしょう。じゃない、法令、これにはないの」と声あり)

ある。普通は、法令が決まって条例をつくるというのが普通だで。

(発言する者あり)

(「もうおらんだ、6時半だけん」「6時半だけん」「もうおらんだ」と声あり)

○遠藤委員 法律家でないと、わかった話だ。

(「いやいや。」と声あり)

これが一強安倍政治の欠陥でもある、こういうことやるのは。

(「関係ないけど…、問題はあと思うよ、今、遠藤さんの言われるように。ちょっと暫時休憩しない。」と声あり)

それは大丈夫なのかい、整合性は。

○門脇委員長 今わかりますか。

(発言する者あり)

じゃ、暫時休憩いたします。また追って再開は連絡いたします。

午後6時33分 休憩

午後6時39分 再開

○門脇委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今回お諮りしているものは、税の徴収は36年から始まるんですけど、それに先行して31年度から国はもう交付金を配るといふうに言っておられて、その資金の大もとが、実は昨年5月に成立した森林経営管理法という新しい法律がありまして、この森林経営管理法の中で、県や、それから市町村の森林計画に対する新しい役割等が決まっております。これに基づいて具体的な財源は36年から新しい税金をつくってやるんですけど、先行してもう来年度から交付金を配るといふことを言っておられます。その予算案自体は今、国会にかかっているんですけど、それに先行するスキームは昨年5月に成立した森林経営管理法でもう決まっていますので、したがって、その予算を受け入れる、国からの交付金を受け入れる予算を当初でお願いしております。その当初予算にお願いしているものとセットで今回基金を、国がどういう位置づけの財源をやりくりされるかは国の問

題でありますので、国のほうから交付金が来るということが基礎法も決まってるということでもありますので、その交付金を受け入れるための基金を、基金条例をつくってほしいようにしているものですので、そういうスキームだということで御理解いただきたいと思えます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** その場合の当初予算には、その金額が、そういう名目で載つとるわけ、交付金として。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 載っております。

**○遠藤委員** 何ページだ。委員長、進行。

わかったわかった。

(「いいですか。」「オーケー、オーケー。」と声あり)

**○門脇委員長** いいですか。

じゃ、ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** では、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 昨年通った森林管理法の、本当の意味で森林の再生、保全によいというふうには思っておりません。林業を守るんなら、やはり林業を一生懸命守ってきた人がやっていけるような政策が定石だというふうに思っていますので、そういう意味でも、そしてこの税金という形では反対なので、これには反対です。

**○門脇委員長** ほか、ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** では、ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第16号、米子市森林環境基金条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、遠藤委員、中田委員、矢倉委員、山川委員、渡辺委員〕

**○門脇委員長** 賛成多数。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済部所管の審査を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後6時42分 休憩**

**午後8時04分 再開**

**○門脇委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

陳情の審査をいたします。陳情第27号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員は岡村議員でありましたが、岡村議員より賛同を取り消したいとの申し出がございました。賛同が取り消しとなった陳情の取り扱いにつきましては、あくまで

も賛同議員は議題に供することの要件であります。12日の本会議の時点で賛同があり、本会議において議題に供した上で本委員会に付託された案件であるため、審査を行う必要がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見を一人一人お願いいたします。

じゃ、石橋委員から、よろしいでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど議題になった森林環境譲与税の法案が今、国会で提出されて審議になってるわけですけど、それを受けて、この譲与税を活用して森林を天然林に戻すことを求める陳情書というのがこの趣旨なんですけど、このもともとの森林譲与税のあり方というのやはり問題があると先ほども申し上げましたけれども、課税者に対して一人1,000円ずつっていうんではなくて、必要な政策は国がちゃんとすべきだというふうに考えており、そして、この陳情に書いてありますように、皆伐というのは本当にいいのかということになると、ちょっと林業をやっている人に聞いたんですけど、それちょっと問題があるという意見でもありましたし、そして中に、スギ、ヒノキを全部悪者にしてもいいんじゃないかと思うんですよ。スギ、ヒノキの放置林を森林譲与税でもって皆伐して天然林に戻すんだという陳情なんですけど、スギ、ヒノキは国産材として、それが活用できていくような政策のほうが必要だと思うし、それなりに大切だというふうに思います。全体として、この譲与税によって森林の保全をといるその陳情は、ちょっと安易というか、譲与税を使うという考え方に適さないんじゃないかということもありまして賛成できないので、採択しないというのが私の意見です。

**○門脇委員長** 次に、遠藤委員。

**○遠藤委員** これを読む限りでは、ちょっと陳情の件がはっきりしないんですけども、どういうふうに当局は理解できるのか、実際に事業に移す場合に、当局に聞いてみるとわからんがな。

**○門脇委員長** 高橋農林水産振興局長。

**○高橋農林水産振興局長兼農林課長** 市内のことを言いますと、これから森林所有者の、人工林所有者のための意見、意向を聞くわけですけども、その中で管理できないところを市町村が管理するということになると思いますけども、国のほうは、人工林、針葉樹と広葉樹まぜたような手のかからない管理ということ国をほう言ってますので、そういったことが望ましいのでないかなというふうに思います。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** つまり、この陳情の趣旨はそういう中身が入るとというふうに理解しているの。

**○門脇委員長** 高橋農林水産振興局長。

**○高橋農林水産振興局長兼農林課長** それは、人工林を全部切って広葉樹等にかえたほうがいいんじゃないかという趣旨じゃないかと思いますが。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そげすうといけんと思うわ。ほんなら不採択。

○門協委員長 いいですか。

次、山川委員。

○山川委員 うちの会派は、話し合った結果、ここの部屋ではマスクしてる方が少ないんですけど、花粉症がやはり多くなってきてますので、花粉症の解消の手段の一つとして言われてますので、採択で。

○門協委員長 矢倉委員。

○矢倉委員 私はこのことを本会議で何回も言ってますので、当然採択です。

○門協委員長 採択する。

○矢倉委員 する。

○門協委員長 次、中田委員。

○中田委員 私もはっきり言って趣旨がよくわからなかったんですけど、先ほどのお話も含めてやっぱり見直すと、これは結局皆伐してしまえということですよ、恐らく。ただ、上のほうに書いてある花粉症の低減とか、例えば大雨でも崩れにくい災害に強い森林づくりとかってところの趣旨は私はわかるので、私はうちの会派と相談して、結論的には趣旨採択でいいんじゃないかという考え方です。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 不採択。

○門協委員長 今城委員。

○今城委員 結論として、不採択です。

○門協委員長 それでは、採決をいたします。

陳情第27号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…矢倉委員、山川委員〕

○門協委員長 賛成少数であります。よって、本件は、賛成少数により採択しないものと決しました。

では、次に、先ほど不採択と決しました陳情第27号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして各委員に御確認をいただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門協委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、経済部から報告が2件ございます。

初めに、中海・錦海かわまちづくり計画について、執行部からの報告をお願いします。

中久喜観光課長。

○中久喜観光課長 中海・錦海かわまちづくり計画について報告させていただきます。

本計画ですけれども、米子港にウオーターフロントを整備し、地元住民、観光客に親しまれる水辺空間を整備するものということでございます。

この計画の概要につきましては、ことしに入りまして各議員さんに概要について御説明

をさせていただきました。そのときにあわせまして、現在、国土交通省、国のほうと登録について協議をさせていただいており、この結果については3月に国から連絡が参りますので、その結果がわかりましたらまた御報告差し上げるということを申し上げております。この計画ですけれども、先般3月8日、国土交通省から登録の通知が参りました。今後についてですけれども、3月22日に登録の伝達式を米子市役所で行うこととなっております。

なお、本日お配りしている資料が、いわば最終形の形でございます。内容につきましては、1月に概要について説明させていただきました内容と大きな変更はないということでございます。

報告は以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、次に参ります。

次に、史跡米子城跡整備基本計画について、執行部からの報告をお願いいたします。

岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 史跡米子城跡整備基本計画についてでございます。お手元のほうに資料をお配りしております。一つが、冊子となりました整備基本計画でございます。それともう一つが、パブリックコメントについての検討内容という3枚つづりのものでございます。

この整備基本計画でございますが、先般2月15日の都市経済委員会におきまして、案という段階をお示しいたしました。その後の経過でございますが、教育委員会あるいは文化財保護審議会で報告をいたしまして、2月24日、第4回となります米子城跡整備検討委員会で御検討いただきまして、最終案を調整していただきました。市議会のこの3月の本会議におきましても、市としての考え方なり取り組み方なりを御答弁させていただいたところでございます。これらを経まして最終的に本市において取りまとめたのが、別紙の整備基本計画でございます。これについて御報告させていただきます。

それと、先般の2月15日の都市経済委員会におきまして、2つ御指摘をいただきました。一つが、パブリックコメントについて、その再考に至った市の検討内容、それと検討状況ということを示してほしいという御指摘でした。それをまとめたものが、この3枚物のパブリックコメントについての検討内容ということでございまして、この内容で文化振興課内で検討し、部長協議、副市長、市長協議を経まして、本市の考え方としてお示したものでございます。

もう一点が、整備に係る全体事業費の記載をという御意見もございました。これにつきましては本会議でも御質問いただきまして、それに対する答弁もいたしましたように、整備基本計画におきましては、現時点で概算で把握できるものは数字を記載しておりまして、把握できないものについては項目だけを記載したものでございます。

全体計画としてはこういう形になりますが、事業の実施に当たっては年度ごとに実施内容と事業費をお示しし、議会の承認を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、整備基本計画の内容についてでございますが、若干修正点等もございますので、これにつきましては担当課長補佐のほうから御説明をいたします。

**○門脇委員長** 下高文化振興課長補佐。

**○下高文化振興課長補佐兼文化財室長** そうしますと、基本計画の説明を少しさせていただきます。

平成31年2月15日の都市経済委員会で説明させていただいた基本計画の案から、その後、整備検討委員の御意見、関係機関の指導、助言を踏まえながら、また校正等、あと文書整理、加筆修正をしたところがございます。基本的には、以前お示した案と内容が大きく変わるものではありませんが、例えば、79ページ、ちょっとお開きいただければと思います。下から2行のところにあります、こういう自然に配慮したところの整備についての追記した箇所があります。

それから、その次に、主な変更点、少し説明させていただきます。まず、目次のところをお開きください。目次の後ろに、目次が2ページありまして、その後ろに史跡米子城跡整備基本計画の構成というのを挿入しております。これは、この冊子自体の理解を深めるために説明文があったほうがよいという意見を踏まえ、ここに入れ込んだものでございます。目次の次に入れさせていただきます。

あと、111ページ、お開きいただければと思います。ここの4)のところ、上のほうですけれども、自然環境に配慮した整備という中に、自然環境に配慮した整備の手法などについて、ゾーニングの必要性があるとの御意見をいただきましたので、それを踏まえて少し追記を行ったものでございます。

それから、112ページ、(8)、四角の下のほうに多目的広場の整備というふうに載せております。ここの中に、下から6行目に当たりますけれども、防災関連の役割という文言をつけ加えております。これは、三の丸にある湊山球場敷地は避難場所及び防災ヘリコプターの発着場として位置づけられているため、そのことを追記を行ったものでございます。

それから、127ページ、済みません、少し早口で申しわけありません。127ページに、下のほう、④に歴史的建造物の復元というのがありますが、ここの中に、隅やぐらとか表中御門とか書いておりますが、その中に、御殿も存在した歴史があるために追記すべきという意見もいただきましたので、それを踏まえて追記したものでございます。

それから、154ページ、A3のスケジュール表がございます。広げていただければと思います。この中に、当初、飯山の石垣については調査がなく、14年次から実施計画、実施設計を入れ、追加指定の検討の準備のための史資料調査も9年次あたりから、追加指定の検討が11年次からというふうに記載してはいたしましたが、検討委員会の中で、本丸や当面の追加指定時の課題なども整理されてない段階での飯山の取り組みは早過ぎるではないかと指摘がありました。また、議会等におきまして、飯山は将来的な検討課題とこちらとしても答えておりましたので、石垣調査、史資料調査が15年次あたりからといったようにスケジュールを修正しております。

それから、またちょっとはぐっていただいて、183ページ、もう一番後ろのほうでございますが、183ページに資料5を追加しております。これは、理解をしやすくするために米子城の構造をあらわした図面があったほうがよいという御意見を踏まえて作成し、

ここに入れたものでございます。

今後は、平成28年度に策定いたしました、29年3月に策定いたしました史跡米子城跡保存活用計画及び本計画を指針として、史跡米子城跡を確実に保存管理し後世にしっかりと継承していくとともに、より多くの方々に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう整備を図り、また、観光資源として城下町と一体的に活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○門脇委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は基本的に、きょうのこの整備基本計画、案を取った中身のものをこの委員会に提出されたということ自身に、大変違和感というか、伊木市政のあり方に疑念を抱いております。なぜかというね、本会議でも議論をさせていただいたけども、伊木市長自身も、この基本計画は基本構想で捉えていただいたらいかかかと、そういうところまで踏み込まれたわけですね。そうするとね、その基本構想に、整備事業スケジュール、つまり年次が入るとということ自身が、もともと行政の土台の上にはなじまんことだと、こう私は思っている。つまりそれは何を意味するかというと、市長の任期は4年間だ。統括権及び管理権及び予算編成権、それしかないんです。これが10年も15年先も決めてしまうというのは、僕は裁量権の逸脱になると思う。そのことの意味が伊木市長なり行政の皆さんの中で米子市政の場合にはできないということが、僕は重大な問題だと思う、これは正直。

例えば、本会議でも言ったけども、同じ関係なら、例えば基本計画に年次を入れるなら、5年間なら5年間、市長の任期に少しプラスするのがある場合には動きますから、それなら私はわかるけど、15年先の年次をスケジュールを組んでこうやりますというやり方を求めること自身が、私はより無謀だというか、ある意味じゃ暴力的だと思う。これはまず1点、指摘しておきます。したがって、私は、このスケジュールという案を訂正されて、基本計画と実施計画に組みかえてもらいたい。このことをまず申し上げておきます。それが1点ですね。

それから、もう一つ、文化観光局長が本会議で言っておられた中で、発掘調査は観光の局面もあるんでやらざるを得ないと、こう言っておられるんですね。だけど、文化財保護法には観光の調査ということはどこにも載ってないですよ、文書に載ってない。僕はこういう文化財保護法の中の用語が、やっぱり勝手につくられていくという米子市の今の実態、これは公僕としても公務員としても問題があると思う、これは。それを誰もがチェックしない。こんなこと、僕は非常にいかんと思うんですね。

それで、埋蔵文化財の、これをインターネットで調べた。文化庁が出したやつ。発掘調査しておっても市町村においてはまちまちで、しかも遺構というもので壊してしまっていると。こういう指摘が16年にされたわけですね、専門家委員会から。だからそういうことも含めて考えると、城山の開発しない土地に遺構があるから、掘ること自身が市町村の義務として与えられてるかどうかということなんですよ。行政の目的で掘るというなら、どういう目的でそれを掘るんだということがなげにや、それ学術的なことまで入っちゃうとね、これは市町村の事務じゃないです。これはそういうところの整理が全くできてない。

ここに書かれてることはね、ある意味では、史跡の調査研究の題材にするようなところまで踏み込んで。これは異常だと思うよ、僕は正直言って。基本的なそういう整備基本計画のあり方の問題点は僕はそういうところにこれはあるように思ってるんで、そういうところをきちんと再度検討を求めておきたい。このように思いますね。

それから、もう一つ、整備スケジュールの中で思うのは、本会議でも言ったけども、既に指定になってるところの二の丸から上の頂上に向けて、本当に麓から見てあそこが城山だなど、本当にそうだなというのが見えるような、まず整備をすることだと思う。そのためには樹木の伐採をしていくこと。その上に、山川さんも指摘しちよったけども、危険地域における災害、防災対策、これを急ぐこと、これが僕はあってしかるべきだと思う。そういうものを優先的にやることのほうが、私は市民の期待に応える対策だと思う。

それから、もう一つ、市長は観光資源だと訴えられるけども、観光資源におやりになるならば、あの周辺道路を整備されることだと。湊山公園にもどこから入っていいかわからんような今の園路の状態は、僕は余りよろしくないし危険だと思う。城山を整備して観光資源にする、こういうための方策をとらにゃいけんと言われるなら、園周の道路の整備も、大型バスも含めて入れるようにする。そして深浦のほうからの、今、市道になってない、切れてるけども、あれなんかも市道に昇格をして、そして双方通行だったら危ないというなら、片側通行だけでもいいからやらせる。このぐらいの大胆なことをやって初めて僕は機能が出てくると思うよ。だからそういうことも考えていかれることがこの中には欠かせると思う、一番大事なことが。

それから、市長が政策的にこれを判断された中に、財政的なことがないけども判断したということの結果はね、これは大変なことだと思いますよ。公共事業で財政の張りつけが見えない政策を市長が推進するなんてことは、今までの歴代市長の中にない。行政自身がそういうことをしない、本来なら。財政が全てが緻密にできなくても、概算的にこのぐらいの事業費がかかります、したがって事業規模もこういうふうにしますと、それが一体のものなんだ、政策判断は。今回は全く、15年だけのスケジュールを組んどって、12億5,000万だけはわかあけども、あとは後から予算どおりに出いていく、こげなただくさな話はないと思う。これは計画と言わない、こういうことは。日本語自身に対する理解ができてないと思う。

そういうことも含めて、この案件に対してはそういう問題点がたくさん含まれてるんで、このまま議会が容認すれば大変なことだと思う。そのことを指摘しておきます。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 遠藤さんの後では非常に聞きにくいですけど、これはもう案が取れて、計画、いわゆる冊子になったということですか。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 最終形だというふうに考えています。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** これどうされるんですか、これは本になるんですか。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 製本いたしまして、各所にお配りしたり文化庁に提出したりといったような作業になります。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 製本というのは、普通に印刷屋さんに出して本形式に、100部とか300部つくるっていうことですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 はい。保存活用計画のときにもきちんと製本したものをお配りしたと思いますけども、同じようなつくりになります。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それは31年度予算にはまだ入ってないの。きょうのこの議論を受けてからやるということですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 これは30年度事業でやるものでございますので、今それに取りかかるということですか。

○門協委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 遠藤委員のほうからもいろいろお話があったんですけど、もうつくってるってことですね、向かってるってことですね、要は、30年度予算だけ。向かってるということなら、どういう配り方をされて、どれだけこれで市民の方に米子市が考える米子城跡の啓発をしていくのかなというのが、今はまだ全然なんですよね、割と。そこら辺も考えて、部数とか、どこにどう配布してどう使うのかというのはまた教えていただきたいと思えますね、それは。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 部数につきましては、余り大量にはつくれませんので、予算の範囲もありますので。ホームページには、保存活用計画もそうですけども、全部掲載をしております。それと各公民館ですとか、あるいは図書館、あるいは文化施設等でごらんいただくということも可能でございますし、あとダイジェスト的なものもつくって見ていただけるようにしたいと思います。

○門協委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 まあいいけどな、まあいいや、きょうは。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、私が言ったことは聞いておくだけにされるんですか。

○門協委員長 岡文化観光局長。

○岡文化観光局長兼文化振興課長 お答えいたします。まず、長期過ぎるということで計画期間の問題でございますけども、これは整備基本計画ということで、本会議でも申し上げましたけども、他市でも30年計画とか20年計画とか15年計画、そういった長期計画というのはございます。基本的にはこういう整備基本計画、つくりということでございましてお示ししてるんですけども、個別の年度ごとの事業と、それから実施内容につきましては、当然その都度、もちろん事業が進展してる中ではいろんな変化もございまして、その都度お示ししながら、多少修正なども加えながら実行していくと、そういう形になるかというふうに考えております。

それと、次の発掘調査のことでもございますけども、発掘調査につきまして、観光の側面ということは、ちょっと私はそういった表現ではなかったというふうに理解しております。

て、発掘調査は、まず整備のために、必ず整備の前にはしないとイケない調査が一つあります。それは整備目的のための調査でございます。それともう一つは、委員もおっしゃってましたような学術的なという意味合いがあるんですけども、これは確かに調査、どういうふうに米子城がなってるかといったような調査でございます。それは米子城跡というものの魅力ですとか、あるいは価値というものを引き出す、顕在化させるための発掘調査と言えるもので、これは結果的に観光側面にも活用できると、そういった意味合いであるというふうに捉えております。

それと、スケジュールでございますけども、これも議員おっしゃいましたように、やはり見えるところを見るようにするといったような顕在化とか、安全対策、防災対策、そういった部分は重要であるということも認識しておりまして、事業計画の中でも伐採というものをある程度進めていったり、それと並行して地盤的なものの調査をしていくといったようなことも含めておりまして、もちろんそういうものもやりながら、例えば園路など、歩きやすさ、これも安全面、利便性につながるんですけども、そういったものもやっていくという中で、文化庁とも協議しながら順序よくやっていきたいというふうに考えております。

それと、次の観光資源として活用する場合に周辺道路の整備ということでございましたけども、現状、例えば駐車場を使う場合に湊山公園の駐車場を使うと、艇庫の側ですので奥に入っていくという形になって、その至るまでの道が狭隘であるといったようなこともございます。そういったこともございますが、ただ、そこは、じゃあすぐに市道を拡幅してということになりませんので、そういった利便性を改善していくという意味で、今回議会などでも、あるいはこの整備基本計画などでもお示ししておりますように、いわゆる一つ、何というんですか、米子城の一番表から入っていくというコースで、大手からのコース、柵形を通っていくようなコースを想定しながら、その近隣のところに駐車場を設置していくような考えを持っているところでございます。

それと、あと財政的な裏づけのない政策ということでございますけども、これも長期計画というところにつながるのではないかと思います、やはり具体的にお示しできる金額と、なかなかはじきづらい金額というのがどうしても出てきますので、そういった中で、これもやはり単年度ごとに精査していくという形になるうかと思っております。以上です。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 淡々と局長はそういうふうに返事しておられるけど、僕は基本的な行政の土台のことをきちんと言っとるわけだ。15年間というのは、そのやったのを私もやりませう。よそはそういう批判が出てこんでないの。大事なのは、議会の声であり市民の声であり、そういうことに対して意見が出たならば、どうするかということでしょう。市長の任期以外の権限のことを長期に計画を組むなんてことは、今までの米子市の中にないと言っとる。文化庁の佐藤君から何言われとうか知らんけども、そういうことが横暴だということ、僕が言うのは、それならもう少し謙虚に、市長に対しても、そういう意見が出てくるということを市長は耳にしとられて、みずから本会議場で構想として受けとめてるがいかがかと言われるようなことも言っておられるわけだから、だからこういう案の中でそういう年次計画まで長期にわたって組むということは、検討すべきことだと思うよ。議会と市民から言われたって、私は直しませんと、私の考えでいきますと。だったら議会はもう要

らんがな。そういうことになるんじゃないですか、副市長、だったら。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 本会議場でも御指摘がありましたし、市長もお答えしたとおりであります。確かに任期を超えて将来のこと、ビジョンは描けるかということの限界はあるとは思いますが、一方で、今回お諮りしております文化財の保護、あるいは、よく遠藤委員からも御指摘ありますまちづくりのランドデザインとか、そういったような非常に長期にわたって構想を描かないと、第一歩、第二歩が何しとるかかわらんというようなものはたくさんあると思うんです。きょうお諮りした下水道の話もそうかもしれません。そういうふうにと考えると、やはり少し長いスパンで構想を描きつつ、1本目、2本目を歩かせていただくということは、この文化財の話に限らずあることだろうというふうに思っております。

他の自治体でもそういったことで行われておりますし、これは市長もお答えしましたが、これは基本構想、これからどんな構想でいくのかということ国に、文化庁に出すためのものだという性格もございます。そして、国のほうで史跡としての整備計画を認知いただいて、これも改めて申し上げる必要もないことだと思いますが、ほぼほぼ国の予算で実は整備するというのが実態であります。表面上は86%の補助金であります。さらに地方負担についても特別交付税等で措置がされます。実際は90数%、ほとんど自前の負担がないような形で整備が行われる。これは市長も申し上げてるとおり、国の宝として認めたものだからそういう財政スキームになってるということであります。ただ、だからこそ非常に長い時間がかかるということも事実であります。そういった形で米子城を米子の宝として大いに活用していくという、こういったことの第一歩だろうと思っております。委員おっしゃいますけど、それは極めて理不尽なことだというふうに私は思いませんので、ぜひ議会の御理解いただければと思います。以上でございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 下水道の構想の話と、都市計画のような話と、この城山の問題を同じように見ておられるんですか、おたくは。根本が違いますよ、これは。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私は例示で申し上げただけで、同じレベルの話だということをお願いしたつもりはございません。ただ、物事には、4年の任期で語るだけでは全体像が見えない、あらかわせないものがあるということをお願いするだけです。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 下水道構想だけに10年先の年次計画が入ってますか。

(「入ってる。」と声あり)

事業年度が入ってますか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 当面8年間は、年間60ヘクタールで整備を進めるということ盛り込んでおります。

(「その先も出とる。」と声あり)

**○遠藤委員** このブロックに何人入るといことになってますか。

(「入ってる。」と声あり)

私はね、大事なことは、この事業がどういう背景で今日こういう形で論議しなきゃなら

ないかということなんです、根本は。20年8月に当時の市長がトップダウンで落とした背景は何だったかということですよ。市民の要望もない。誰も陳情で要求したこともない。しかも中身の組み立ても全くできていなかった。何でそういうものが出てきたかということですよ。もう明らかなんです、これは。ましてや医大との問題が出てきた。その絡みの中で市長が公園の方向を出そうという話をされとるけども、構想としては、考える範囲としては。だけど、そういうことが本当にいいのかどうなのかということの原点になるんですよ、この構想は。いわゆる湊山球場をどうするかということ。どれだけの費用対効果というものが出てくるのか、事業費が出てくるのか。公園を新たにつくるということは、大変金がかかるんですよ。それは自分たちのおらんとところで後のもんがするだわいという話じゃないですよ。これをはめ込んでしまうと、そういう問題の整理をどこでするかということなんです。それが全く整備されてない状況でしょ、これは。

それから、もう一つ言うと、史跡指定してね、何で短期に史跡指定するんですか。整備は10年後ですよ。この流れから見ると、とにかく私有地だけは早く買い上げといて整備は10年後にやりゃいいだないかと、こんな計画が見え見えじゃないですか。市長、笑つとられるけど、そういう計画になつとるんだよ、ここは。

（「そこは、うがった。」と声あり）

うがってないわ。数字に載つとるがな、ここに。

（「手挙げて答弁して。」と声あり）

そういうことになつとるし、もう一つは、深浦の問題だがな。深浦なんかは何が残つとるの、あそこに。数億円の補償費を含めて、あそこの土地を買わないいけない理由は何なの。そこに本当に文化財としての価値として数億円のお金を投じ込まなきゃならないの。そのためにこういう今回の文書がここにでき上がつとる、地下遺構ということだ。この地下遺構というのは、そのために書き込んだと思うよ、私は。地下遺構というのは文化財保護法に載つとるか、用語として。造語でしょ、これは。ちゃんと専門家に聞いたら。そういうようなやり方で、これが無理に進めていかれようとしているわけだ。こんなでたらめな計画はないよ、これは全く。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 今、深浦のお話が出ましたんですけども、深浦は米子城の非常に重要な役割を果たしていた軍港であったところというような、場所として重要な、例えばこれは絵図等で見て明白なわけですが、さらに、地下遺構と申しますけども、確かに当時の例えば埋め立てた土地があるとかいうことになれば、それは遺構として確認できるということですので、そういったものも含めて、やはり米子城の価値としてはある場所だということですので、それも含めて一体的に保存していかうという考え方でございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 議論すれば切りがないけどね、局長、あなたの言つとる論理でいけばね、内堀の内側全部、史跡指定して公園化しなきゃいけないのよ、その論法でいくと。それなら納得する、俺は。けども、深浦だけは大事な部分ですからやらにゃいけません。じゃあ内堀の内側の部分は、三の丸はどうするの。三の丸の全体は湊山球場だけです、こんな計画でしょ。国がこの城跡を国指定に値するといつて評価したのは、内堀の内側全体でしょ

うが。だったら全体を史跡指定にするようなスケジュールにしたらいいと思うわ、構想にしたら。それなら納得するよ、俺は。ところが、湊山球場の一部と、深浦という一部と、出山という一部を、そこだけは史跡指定に追加いたします、重要です。じゃあ三の丸という全体の部分はどうするのよ。これが説明になってないじゃないですか。全く自分たちの都合のいいところは重要なものだと。じゃああそこに、深浦のように一旦もう開発された、民間によって。地下に何ぼかが残っとなります、遺構が。そこに数億円の金をかけて開発せにゃいけんほどの遺構なのか、これ。

(「そうだ。」と声あり)

金はね、もっと使い道があるんだよ、米子市の行政から見れば。この文化財の保護だけに全ての金をかける。20数億になるよ、これ計算してみたら。そういう全体の行政サービスのバランスを考えたときに、これだけは進めさせるなんて、ならんよ、これは。

**○門協委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 今、米子城跡で重要なところ、内堀の内側だという御指摘ございました。確かにそれは城として重要な場所ということで、内堀の内側、内角部分というのはあろうかと思えますけども、現実的に、この米子城史跡整備計画と保存計画ということを考えていったときに、まずは、今、既存の指定地であるところ、その周辺、公園地であるということを考えれば、やはり湊山球場、そして深浦、出山というところを一体的にということところは、まず現在の段階ではないかというふうに。このあたりのところは文化庁とも協議をしております、国も県も市も認識は一致しているところでございます。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 文化庁が言ってるのはね、三の丸の中で、特に県教委と文化庁の佐藤さんが言っとるのは、あの市道の大手門、あの周りを全部入れとくと、こういって、17年ごろか、かなり強い意見で出したんじゃないの。その上で、湊山球場だけを指定するということでは三の丸全体の問題の論理が消えてしまうんで、その辺はしっかりと議論してかからんとだめだよというアドバイスしてるんじゃないの。

**○門協委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 確かに大手の部分というのも米子城の中では重要な部分であったと考えておりますけども、やはり今やっていかないといけないのは、段階的には湊山球場、特に三の丸の中心だった部分であるということで、まずは湊山球場が、そういう意味では三の丸の中で既存の指定地と同等の価値があるというふうに価値づけられたものでございます。

**○門協委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 文化庁の声を出すと、そういうものを入れにゃいけんということになるわけでしょ。市道も含めて、あそこは。けども、それは自分たちはそこは現実的じゃありませんとって逃げとうでしょ。文化庁、確かに言ってる。文化庁言ってるわけだ、それを。何が言いたいかという、自分たちの都合のいい解釈で意見を持ってやろうとされてることが、俺は気に食わんと言っとるだ。本当に文化財として全体が国が認めた範囲であるなら、みんなを史跡指定しなさいよ。その計画がこういう形だ、それが15年かかろうが20年かかろうが、やるならしなさいよ、それで。ところが、悪いけども、特定の方の土地

だけを焦点にして計画を組んでることが問題なんだ、もともとこれは。もっと言うとね、市長も知っておられるかしらんけども、あえて言わせてもらおうが、本会議でもわしゃいったけん堂々と言うけども、20年の8月に前市長が、僕の質問で一旦ストップしたんだ、3年間、凍結しただ。そのときに何が起こった。かぎさ醤油が北國に売却しておられるという新聞記事が載った、7,000万円。これは新聞に載ったけん間違いないでしょう。もう一つ、それから3年経過して、今度はまた頭を上げた、やろうとって。そののろしを上げた時期が何だったと思う。グリーンパークが営業閉鎖のときだ。このときに手を挙げた、再び。

こういう一連の流れの動きを見とるとね、何で特定の地権者だけのところだけを対象にするんだと、こういう問題が出てくるのよ、これは。その上で今言うけども、深浦の場所についても地下遺構があります、じゃあそのために4億円も金かけるんだと、この論が出たときには、僕は財政問題出てくると思うよ、何ぼ文化庁が認めるといったって。僕は、そういう大きな判断をまず計画の段階でしっかりすべきだし、市民にそのことの合意を求めにゃいかん、これは私は。それをなしにぐいぐいぐいするなんていうのは、ならない、認められん。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 史跡指定の範囲につきましては、これは昭和52年に米子市の指定になったときから、三の丸全体というような考え方はなかったというふうに理解しております。国の史跡になったのが平成18年ですけども、平成18年のときにも追加指定をしていくという中で、三の丸全体ではなくて、もう湊山球場と深浦、出山で、当面はそれでいこうというところで共通認識を持っております。ですから、文化庁もそれでいいという判断をしているところでございます。

**○門脇委員長** 山川委員。

**○山川委員** 特定の方の合意だけでやはりこの事業は進めてはいけないと思います。そもそも公平というふうに思われるのであれば、やはりガイダンスを事業にはじくこと、費用対効果をはじくこと、市民合意を得ること、この3点が必要だと思います。これがない中で議会が認めるのであれば、議会も不要だと思います。筋を貫いてください。

**○門脇委員長** 大塚経済部長。

**○大塚経済部長** 今、特定の方ということでの表現、特定の方、確かに特定の方という表現であらわされれば、お一人しかおられませんので、地権者さんが。そこに集中するというお話なのかなというふうに聞いておりますけど、これはたまたまその方が過去の経過がいろいろあって土地を持っておられるということでございますので、その方のためにどうこうというお話は少しどうなのかなというふうに我々としては考えたわけでございます。

それと、市長さんも本議会答弁でお答えをさせていただいてますとおり、やはり計画といっても、年次計画できちっとやっていく、そういった一つ指標を示しながらの、その年々で事業内容については議員の皆さんに御紹介し、精査して行って予算を通していくということをお申しておりますので、やはりそういったことを含めまして、ある程度大きな山、全体を見据えた上で、そこにどういった格好で登っていくかというような御理解で、本計画についてはお示しさせていただいたというふうな御理解をいただけないものかなというふうに考えております。

それと、先ほど来、遠藤委員のほう金額等を出されておりますけれど、その金額を、じゃあ本当に深浦に数億を、4億というお金があったんでしょうか、4億入れると言われたときに、じゃあ議会の皆さん、今の委員会の皆様がどう判断されるかというのは、それは多分同じ結論が出ると思いますので、それはそういった金額をきちんとうちがはじかせていただいてお示しした上で、それは全く費用対効果がないのでだめだわというような御判断をいただければということでございます。また、これも本会議のほうで市長が答弁させていただいておりますけど、文化振興事業で、なかなか単純に経済事業と違って費用対効果をここではじいて示せというのも、これも少し無理なお話でございますので、そういったことを総合的に理解をいただいて、本計画のほうの承認についてはお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 総事業費って幾ら見積もつとうの、これ、この文書の中で総事業費というのは。出てこんから出てこいって話じゃなしに。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 総事業費は、書いてありますように、基本的な部分というのは12億5,000万ということになっておりますけども、あと、例えば地盤調査をしてみて整備しないといけない部分、あるいは石垣調査をして修理しなきゃいけない部分というのはあるかと思っておりますけども、それは今の時点では、まずは調査をしてみないとわからないということでございます。そういったものにつきましては、史跡整備事業という捉え方だけではなく、例えば治山事業とかの面でもやっていかないといけないところがありますので、いずれにせよ、市の財産として保全していかないといけないという部分があったりもしますので、やはりそれは正確に調査をして金額をはじき出して、必要性、それから金額、それを議会等でも御審議いただいて決定してもらおうという形になろうかと思っております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** わしゃ、それも説明の仕方が気に食わんだ。まず第一、発掘調査するようなものを、調査の話聞いてるわけじゃないよ。追加指定をするという民有地4カ所の買収費が幾らかかるんだとか、補償費が幾らかかるんだとか、大筋のものは出るでしょう。何カ所、15カ所の発掘調査の総費用が何ぼになるかなんてのは出てこんかもしれん、調べなかったら。大筋の概要の予算というのは見えるでしょう、それが。それを本会議でも言ったけども、あなたがはじいとる12億5,000万に対して、仮に6億という前市長が出した数字が当てはまるとするならば、20億近くになるよ。その上に対して、山川さんが指摘した、崩れるような崩壊の場所なんかの工事を全部入れるともっと膨れ上がると思うよ。だからそういうことを考えたときに、本当にそこまでかけるんかと、この事業に。こういうこと自身を市民に問わにゃいけんでしょう、一番大事なことは。幾らかかるかわかんけどもやらせていただきますと、そんなだくだくさな話はないと思うよ、私は、基本的に。

それから、もう一つ考えられるのはね、何で今の高台であって眺望もいいという皆さん方の多くの方が考えておられる、歓迎される部分の整備にとどめることはできないの。樹木を伐採して、そして本当に石垣を含めて麓から城跡が見えるような形の整備をまずやっ



えるなら公園区域を外したらどうだと、こう言ったら、それはできませんと答弁して、国に言ったら、それはできますということになって、職員が懲戒処分を受けたわけだ。市長に対する正式な政策、あんたは情報出さんかったって懲戒処分で野坂市長はしとるよ、あれは。そういういきさつが、あのとときにあつとうだ。それらも含めて市民の多くの方々も、その球場地を史跡指定にして閉じ込めてしまって、ほかの土地に使えないようにするよりも、もっと自由に使いたい、土地の活用が必要じゃないのかというところから医大の皆さんが出てきたわけだ。それで中心市街地活性化というものの計画の議論の中で、中心市街地の活性化を含めてどう土地活用するかという話を私を含めて議論に入ったわけだ。そういう流れの中で、まだ皆さん方、多くの方々がそういう中心市街地の貴重な土地をどう地域経済に結びつけるのか、あるいは医大との絡みでどういうふうに関和していくのかということが重要じゃないかというのが、まだ多くの方々、思っていらっしゃると思うよ。その辺というのを市民の同意がとれてないでしょ。それをどうとるかということが大事だと思いますよ、私は。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** そうした話の流れの中で、いろいろと医大とも直接話をして、これは議会で全て議場のほうで報告をしたとおりなんですけども、結局、史跡指定するしないにかかわらず、湊山球場敷地のところには史跡としての価値があるという価値づけがなされた場所ですので、ということは、他の用途に使えないと、実質的に。それがほぼはっきりしたわけですよ。もちろん強引に使うということはできるでしょうけども、いわゆる文化庁の保護の観点からいうと、それはできないということになるんです。そこで我々に残された選択肢というものは、この史跡を保護していくのか、それとも現状の湊山球場のまま借地料を払いながら、いろいろ整備費も払いながらこれを湊山球場として残すのかと、この2択だというのが、私は実質的な我々のいわゆる選択肢だと。その中で我々としては、湊山球場については米子市民球場ができたいきさつもあるし、もちろん今、市民の皆さんも使ってる実績ももちろんわかってますけれども、ただ、それでもやはり史跡をきちっと保護していくほうが多くの市民の皆さんのためになるのではないかとということで、この計画をお示ししてるわけですよ。そのプロセスはやはり御理解いただきたいというふうに思います。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 市長さんね、大事なことを、あなたは認識がされてない。文化庁の佐藤専門官がどういうことをあなたに言っとるか知りませんが、史跡指定区域を決定するのは米子市なんですよ。土地をどう利用するかというのは米子市が決定権があるんですよ。文化庁はそれに干渉することはできないんですよ。これは、僕は佐藤君と大分議論したけども、これは認めてるんです。ただ、文化庁としては、城山の一体的な整備ということを考えれば、内堀の内側を含めて検討していただきたいなということはあるよ。だけど、問題は、自由に土地を使えるような状態のままで土地活用していくのか、2.6ヘクタールを、史跡指定にして動かないような土地利用にしてしまうのか、これが大きな課題になるとるんじゃないですか。だから、史跡指定だから他の土地活用はできないということは誰も言ってないですよ、これは。これはだから市民の皆さんに、あなたがそういう認識しておられるなら、市民の方に意見を問えばいい、どっちがいいか。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 自由に物事を考えられるレベルであれば、それは遠藤委員の言われるのは一理あるとは思いますが、実質的にやはりこの価値づけがなされているということは、国史跡もそうなんですけども、国として、米子市民のものであるけども、同時に国の、国民の財産としてこれを保護していこうという考え方を文化庁がとってるということです。ですし、既にこの城山、米子城跡については、多くの全国のお城のファンがこの価値に着目をし、この地を訪れる、そういう状況もあります。もし米子市が、あそこはもう何でも使っていいんだということで他の用途に使った場合に、じゃ、どのような我々は批判を受けるのか、そこまで想像してやっぱり意見を言ってほしいと思います。以上です。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私はそこまで想像してますよ。あなたのおっしゃるような、そういうお城のファンもおるかもしれませんよ。大事なことは、文化庁が価値づけをした言われるけど、文化庁が価値づけしたのは内堀の内側全部に価値づけしたんですよ、湊山球場だけじゃないですよ、何遍も言わせていただきますけども。それならば、内堀の内側全部を含めて価値づけされたんだから、全部を史跡指定区域にして史跡公園化するんだと、もちろん都市公園化なっとうわけだけん、現状は、いう理屈なら話は通りますよ、何遍も言うけど。そのことに対する認識が、あなたと僕は根本が違う。だからそういうような考えになるならば、市民に問いなさいよ。しかも、医大の問題で湊山の庭園のところを医大に提供されておられたと、その代償はどういうものか。こういうことも含めて本当にいいのかどうか、将来にわたって。考えられることの一つだけけどということをもって市民に問われたらどうなんですか。その上できちんとした整理した議論ができるんじゃないですか、市民の反応を見て。多くの市民の皆さん方は疑問に思ってると思いますよ、あなたの言っていることに対して。あなたと私が大きな声で議論ばかりしとるじゃなし、問題は主権者ですから、市政の上の主人公は。その方々がどういう意見を持っておられるか。そうすると、これはもうつくられたんだから、あなたの意見も含めて、これでどうでしょうかと市民に意見問われたらどうなんですか、その上で議論しましょうよ。それまでは凍結ですよ、これは。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 湊山球場の価値づけですけども、これも文化庁の当時の佐藤調査官と協議をしていく中で、湊山球場はそういう価値があると、国史跡と同等の価値があるということで伺っております。そこを追加指定して保存していくということで、特に問題はないというか、当面はそれでやっていこうというのが共通認識でございますので、それは間違いございません。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 局長ね、湊山球場だけを言っていないだ、文化庁は。僕は佐藤専門官とも会ったけども。三の丸区域を全部含めて価値がありますと言っとうわけだ。何で湊山球場だけ強調するだ。

**○門脇委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長兼文化振興課長** 当面やっていく場所としては、湊山球場と出山と深浦というその3つの場所と今の指定地を一体にしていこうというところの認識は、それは共通しております。将来的に確かに広げていくというのはあるかもしれませんが、当面

はそこに取り組んでいこうというのが文化庁と県と市の共通認識でございます。

○門脇委員長 伊木市長。

○伊木市長 もう何度も答弁してるとは思いますけども、やっぱり現実感として、できるエリアを計画に実際のせたというところだと理解していただきたいと思います。以上です。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 じゃ、そのためには、今、あなたと文化観光局長の話だけの問題じゃないんです。議員の皆さんも、中には寡黙な人もいるけども、本当に今のままでいいのかやという疑念を持つてる人は多いと思うよ、声に出すか出さんは別にしても。一番大事なことは、中心市街地のまちな現状、そして鳥大の将来的な展望という大きな課題を考えたときに、2.6ヘクタールを動かぬ土地にしてしまうのか、自由に使える土地にしていくのか、そして将来は米子市のまちづくりの展望を描いていくのかという、大きな僕は議論の分かれ目だと思っとうだ。それであるのならば、市民の皆さん方にその土地の利用についてどうするかと議論を求めていくというのは、これは当然の僕は手法だと思いますよ、市政運営として。

○門脇委員長 伊木市長。

○伊木市長 医学部並びに附属病院を守るということは、我々、米子市役所にとって至人命題だというふうに私は認識をしております。その中で、使えない土地を提供するというわけにはいかんもんですから、そこはどういう選択肢があるかということの一つずつ精査しながら絞ってきて、そして今の議会でも出した一つの構想というのはありましたけども、あれが全てだとは決して思っておりませんが、少なくとも湊山球場敷地については使えない、使わないということは、もうこれは一つの結論だと思います。そこを一つずつ、私は過去からのいろんな課題をクリアして今ここに立ってるわけですから、そのプロセスは御理解いただきたいと思います。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは前市長であり、あなたであって、市民の多くは、2万人からの意見を寄せられた方々は反対してらっしゃるんですよ、それに対しては。市民の皆さん方がどういう動向でこの問題を見ておられるかということの把握は大事だと私は言ってるんですよ。

○門脇委員長 伊木市長。

○伊木市長 市民のと言われますが、それはもちろんそのとおりだと思います。ただ、書面を集められたあの時期と、そしてそれから私が就任してからさまざまな課題を整理した今のこの時期とでは、やはり状況が違っていると私は思っております。もちろんそのことについてももう少し丁寧に市民の皆様にお知らせ、お伝えしていくというその努力が足りないと言われればそのとおりだと思いますけれども、それはそれでしっかりと今後もやっていきたいと思っております。私が先ほど答弁したのは、そうした過去のプロセスをしっかりと一つ一つ課題認識して潰しながら今ここにいるということ、そのことを御理解いただきたいわけです。以上です。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 署名集めた時期と市民の声が違っるとという根拠は何があるんですか。何にもないでしょ。

(「いやいや。」と声あり)

でしょ。署名集められた時期と今の市民の皆さんの動向なり認識が変わっというよ  
うな言い方されたけども、僕は本当にそれが事実かどうかを確かめた上できちんとしたも  
のを示されるべきだと思いますよ。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** もうこれ議会で再三答弁をしていることですが、かつて署名されたと  
ときには、その選択肢として、湊山球場敷地を医大に提供すべきだという趣旨だったと理解  
してます。その後、湊山球場敷地の扱い、あるいは医大の意向、それぞれ一つ一つ確認を  
して今ここにあります。そのことはぜひとも御理解をいただきたいと思います。以上です。

**○門脇委員長** ちょっとほかの委員の方の意見も聞きたいと思います。

ほか、意見ございませんか。

**○矢倉委員** いろんな意見がある中で、私と遠藤さんのが、もともとちょっと違うのは、実  
は私、本会議で言ったと思うんだけど、私の認識では、私がちょうど高校野球の監督しと  
るときに、湊山球場はこれが最後の試合だということでやった。そのときには、東山球場  
はちょうど建設中だったんですよ。ここは医大になるんだということだった。私が議員に  
なったときに、これ消えた。なぜかという、あれ独立行政法人になったんです、大学とか  
なんかが。それであれは浮いたんだ。それで私は本会議で、議事録残ってるから森田市長  
に言って、これを違ったものにやりなさいということで野球関係者に叱られた。だけど説  
得して、要望書が来てると思うけど、これ多用途に使っても結構だから東山球場を整備し  
てくださいというのが、森田市長と野坂市長のときも来てる、私もついて行ったんだから。  
ここはほかのものに使ってもいいですよということになった。松井が議長のときに今の史  
跡の問題が出てきて、これは市民の人が持つてるところだけど、これは史跡も必要だし、こ  
れも税金である程度何とかありませんかということで、いいだろうということで、主には  
遺跡として必要だということになった、私の認識では。ただ、その後、いきなり何か出  
山の問題が出てきたし、そこで疑義が起きてきたということは、これ事実なんだ。私の考  
えはそうなんです。

ただ、その辺のところをどうするかっていうことはね、私は伊木市長がなられたとき  
にはもう流れがあったわけだから、役人は積み重ねてきた。なかなか議員や市長が一  
気に変えるって難しいわけだ。だけど市民対応であるわけだから、いい案を出しながら、  
これでじっくりと考えて、わだかまりのあるところは直しながら、これを史跡として  
私は立派に進めていくべきだろうと思ってる。これは米子の駅の問題も一緒。米子市の  
重要な問題である。立派な米子の顔としてつくっていかにかい。しかし、その経過で  
いろいろと疑義が出てきた。今度、伊木市長がなるときにはもう既に流れがあっ  
たわけだから、これはやっぱり伊木市長の責任じゃないよ。だから市長が自分の  
カラーでやる、議会と市民の代表同士でつくり上げていく、そういう努力される  
ことは私はいいことだと思います。私は今、山川さんが言われたことも市長が  
言われたことも、議員代表として私は評価するって言ったのはそこなんだ。ぜひ  
立派にこれもまとめ上げてほしい。ただ、いろんな意見があって疑義があるとい  
うのは、できるだけこれは将来に禍根を残さんように、ぜひやっていただきたい。  
それを私は、市長はリーダーだと思いますので、これは要望しておきたいと思  
います。以上です。

**○門脇委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そういう今報告を受けて、そういう意見を言う場なんですか。要は、遠藤さんはああいう意見をお持ちで言われたわけです、今ね。

○**門脇委員長** はい。

○**渡辺委員** だったら、そういう御意見があったということじゃないですか。

○**遠藤委員** 結論を出すことじゃない。

○**渡辺委員** 結論は必要なんですか、一人一人。

○**門脇委員長** いいえ、ありません。

ほか、ございませんか、ほかの委員。

中田委員。

○**中田委員** どっちみち、この基本計画というものの位置づけっていうか、今、渡辺委員が言いましたけども、長期的な目指すべき利用といいますか、それは人それぞれまた価値が違いかもかもしれません。特に、いわゆる遺産文化、歴史的文化の価値に対する評価っていうのは、例えば保存と開発とが常にいつの時代もせめぎ合って、どっちが自分たち、あるいは後世の者のためになるかっていう価値観は、それは多様性があるのが前提でね、その中でこうやって議論して、遠藤さんたちのような考え方もあるかもしれないし、私は私でやっぱり歴史文化は残すべきだと思ってますので。今さっきの話で、例えば内堀だと全部ということになると、鳥大医学部も出ていけて話ですからね、もとの遺跡も入れれば。それは現実的ではない。ですから、本当に構想の範囲内の中の現実的な部分のところをどうするのかというところに対しては、それぞれ議員の皆さん方の意見も違うでしょうけど、そこは個別計画や予算を提示するときにしっかり説明をまずしていただかなければ、その説明機会のときに混乱をするみたいなことがないように、やっぱりそちらもこれだけの刷新して基本計画をつくるのであれば、それだけのきちっと説明できる材料を準備を持って提供していただくということは、これはちょっと申し上げておきたいと思います。私としては、こういう形で長期的な展望を持って具体的に詰めていっていただきたいというのが私の意見です。

○**門脇委員長** ほか、ございませんか。

それでは、ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 9 時 1 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男